

資料編

資料編

1 人口・産業等	149	表32 自然公園保護対策一覧表.....	172
表1 本県の地域別人口動向.....	149	表33 世界遺産条約の概要.....	172
表2 製造品出荷額等の推移.....	149	表34 県自然環境保全地域等指定状況.....	173
表3 農林業の動向.....	149	表35 鳥獣保護関係施設.....	175
表4 年次別漁獲数量及び漁獲金額.....	150	表36 県内野生鳥獣関係天然記念物.....	175
表5 青森県内の自動車保有台数の推移.....	150	6 大気汚染	176
2 地球にやさしい青森県行動プラン	150	表37 大気汚染に係る環境基準.....	176
表6 エネルギー使用量等.....	150	表38 大気汚染常時監視自動測定局一覧.....	177
表7 グリーン購入調達率（特定調達品目）.....	150	表39 二酸化硫黄測定結果.....	177
3 公害防止	151	表40 窒素酸化物測定結果.....	178
表8 公害防止協定等の締結状況.....	151	表41 光化学オキシダント測定結果.....	179
表9 公害防止管理者等選任届出状況.....	154	表42 一酸化炭素測定結果.....	179
4 水質汚濁	155	表43 浮遊粒子状物質測定結果.....	180
表10 水質汚濁に係る環境基準.....	155	表44 非メタン炭化水素測定結果.....	180
表11 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況	159	表45 メタン及び全炭化水素測定結果.....	181
表12 水質調査水域の概要図.....	162	表46 微小粒子状物質測定結果.....	181
表13 水道普及状況.....	162	表47 有害大気汚染物質モニタリング調査結果.....	181
表14 県内水道水源別取水量.....	162	表48 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出施設数.....	182
表15 調査河川等数及び測定項目数.....	162	表49 電気事業法等に基づく施設設置状況.....	183
表16 健康項目の環境基準値を超えた地点数.....	163	表50 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出受理件数.....	184
表17 公共用水域の底質測定結果.....	164	表51 発生源監視測定局項目一覧表.....	184
表18 地下水質調査結果総括表.....	165	7 悪臭	185
表19 県内から選定された「名水百選」 （昭和59年度環境庁選定）.....	166	表52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度.....	185
表20 県内から選定された「平成の名水百選」 （平成20年度環境省選定）.....	166	表53 発生源別悪臭苦情件数.....	185
表21 水浴場の判定基準.....	166	表54 悪臭規制地域の指定状況.....	185
表22 水浴場水質調査結果.....	167	表55 悪臭規制基準.....	186
表23 県内から選定された水浴場.....	168	表56 飼養戸数、頭羽数（県計）の推移.....	187
表24 排水に係る基準.....	168	8 騒音・振動	188
表25 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出事業場数.....	169	表57 自動車騒音常時監視結果.....	188
表26 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出受理件数.....	170	表58 航空機騒音測定結果（青森空港）.....	189
表27 特定事業場の排水基準不適合に係る指導 状況.....	170	表59 航空機騒音測定結果（八戸飛行場）.....	189
表28 下水道終末処理場整備状況.....	170	表60 航空機騒音測定結果（三沢飛行場）.....	189
表29 青森県八戸工業用水道水質測定結果.....	171	表61 新幹線鉄道騒音測定結果 （東北新幹線鉄道）.....	189
5 自然保護	172	表62 騒音に係る環境基準.....	190
表30 自然公園内での規制行為に対する許可等の 推移.....	172	表63 騒音規制地域の指定状況.....	190
表31 自然公園美化対策一覧表.....	172	表64 振動規制地域の指定状況.....	190
		表65 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況	190
		表66 県公害防止条例に基づく届出状況.....	191
		表67 騒音に係る規制基準.....	191

表68	振動に係る規制基準	192	12	環境放射線等	200
表69	一般的な騒音の例	193	表85	原子力施設環境放射線等調査結果 (令和5年度)	200
表70	振動の影響例	193	表86	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森 研究開発センターに係る放射線監視結果 (令和5年度)	204
表71	三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺 騒音対策関係事業一覧表	193	表87	環境放射能水準調査結果	204
9	地盤・土壤環境	194	13	廃棄物	205
表72	土壤汚染に係る環境基準	194	表88	空き缶等散乱防止重点地区	205
表73	土壤汚染に係る特定有害物質及び指定区域の 指定基準	195	14	環境教育・学習	206
表74	青森地区の水準点の水準測量結果 (沈下量上位10位)	195	表89	環境教育・学習関連の取組一覧	206
表75	八戸地区の水準点の水準測量結果 (沈下量上位10位)	195	15	環境行政のあゆみ	207
表76	八戸地区の観測井測定結果 (水位・沈下量の年度別累積変動)	196	16	環境行政のあゆみ(直近1年間)	209
10	化学物質	196	17	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	210
表77	ダイオキシン類環境基準	196	18	環境用語の解説	214
表78	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (環境大気)	196			
表79	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (公共用水域)	197			
表80	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (地下水)	197			
表81	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (土壌)	197			
表82	令和5年度P R T R届出排出量・移動量 (把握年度:令和4年度分)	198			
表83	令和5年度食品中の残留農薬等調査結果	199			
11	酸性雨	199			
表84	酸性雨調査結果(年平均値)	199			

1 人口・産業等

表 1 本県の地域別人口動向

年、% 地域名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	(R2/H27) 増減率
青森地域	334,520 人	323,604 人	327,944 人	350,034 人	340,427 人	325,458 人	310,640 人	295,593 人	△ 4.8 %
津軽地域	537,043	520,039	514,880	487,191	472,856	449,159	423,420	395,978	△ 6.5
南部地域	556,520	548,031	550,034	551,137	539,622	519,179	499,754	478,213	△ 4.3
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	83,752	79,543	74,451	68,200	△ 8.4
合計	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339	1,308,265	1,237,984	△ 5.4

(注1) 青森市の旧浪岡町地域は、平成7年以前は津軽地域、平成12年以降は青森地域に分類

(注2) 青森地域：青森市及び東津軽郡の区域

津軽地域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の区域

南部地域：八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び三戸郡の区域

下北地域：むつ市及び下北郡の区域

資料：総務省統計局「国勢調査」

表 2 製造品出荷額等の推移

(従業者 4 人以上の事業所)

年次	区分	事業所数 総 数	従業者数 総 数	製造品出荷額等 総 数
			人	万円
平成23年		1,558	54,912	140,320,326
24年		1,514	56,037	149,234,703
25年		1,472	55,647	152,029,755
26年		1,449	55,464	159,513,190
27年		1,547	55,122	170,230,792
28年		1,386	57,283	180,704,447
29年		1,368	56,739	191,213,318
30年		1,377	57,586	177,932,241
令和元年		1,342	56,877	172,710,576
2 年		1,272	55,763	167,647,083

(注) 平成27年以降の事業所数及び従業者数は、調査期日の変更により、当該年次の翌年の6月1日現在の数値である。

資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、県統計分析課「青森県の工業」

表 3 農林業の動向

区分	単位	平成22年	27年	令和2年	3年	4年	5年
農林業経営体数	経営体	45,555	36,478	29,362	—	—	—
農業経営体数	〃	44,667	35,914	29,022	—	—	—
うち法人化	〃	422	524	646	—	—	—
林業経営体数	〃	3,071	2,059	678	—	—	—
うち法人化	〃	211	141	117	—	—	—
耕地面積	ha	156,800	153,300	149,800	149,600	149,300	148,400
田	〃	83,600	81,200	79,400	79,200	78,900	78,100
畑	〃	34,400	34,500	34,900	35,400	35,400	35,400
普通畑	〃	23,500	22,700	22,300	22,100	22,100	22,000
樹園地	〃	15,400	14,900	13,300	12,900	12,900	12,800
牧草地	〃	15,400	14,900	13,300	12,900	12,900	12,800
耕地利用率	%	84.1	82.3	80.1	80.0	79.3	—
森林面積	ha	635,748	632,097	632,309	633,122	634,430	633,579
農業産出額	億円	2,751	3,068	3,262	3,277	3,168	—
米	%	14.9	13.8	16.8	11.9	12.8	—
果実	%	27.1	27.9	27.8	23.0	33.2	—
野菜	%	23.4	24.5	25.2	33.4	20.7	—
畜産	%	29.7	29.7	27.1	28.9	30.9	—
その他	%	4.9	4.1	3.2	2.9	2.4	—

資料：農林業センサス（5年ごと実施）、耕地及び作付面積統計、青森県森林資源統計書、生産農業所得統計から県農林水産政策課作成

表4 年次別漁獲数量及び漁獲金額

区分	年次	総数	魚類	貝類	その他の水産動物	藻類
漁獲数量 (トン)	31	191,322	65,783	99,921	23,866	1,752
	R2	167,188	63,950	81,064	21,148	1,027
	R3	144,610	51,768	78,503	12,740	1,599
	R4	131,937	38,987	78,739	12,538	1,673
	R5	117,029	47,239	57,155	10,475	2,160
漁獲金額 (百万円)	31	41,723	12,618	13,865	14,532	708
	R2	34,183	11,681	9,522	12,631	350
	R3	32,751	8,992	13,897	9,440	422
	R4	39,406	9,773	16,008	13,054	570
	R5	37,815	11,824	13,799	11,521	671

(注) 各項目の合計と総数の値については四捨五入により一致しないこともある。

資料：県水産振興課「青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）」

表5 青森県内の自動車保有台数の推移

年	総数	登録車両数						小型二輪	軽自動車
		計	貨物用	乗合用	乗用	大型特殊	特種		
2	1,003,188	522,257	81,013	3,768	407,944	9,607	19,925	12,734	468,197
3	1,003,353	520,124	80,678	3,662	406,120	9,692	19,972	13,127	470,102
4	1,001,224	517,381	80,586	3,546	403,517	9,813	19,919	13,412	470,431
5	1,002,819	515,139	80,792	3,522	400,828	10,028	19,969	13,953	473,727
6	999,304	512,234	80,338	3,476	398,239	10,289	19,892	14,214	472,856

資料：国土交通省東北運輸局「自動車登録統計」より県環境政策課作成

(各年3月31日現在)

2 地球にやさしい青森県行動プラン

表6 エネルギー使用量等（令和5年度実績）

	令和5年度				削減目標(%) (基準年度 (H25)に対する 令和12年度の 削減率)
	実績	基準年度 比(%)	前年度比 (%)		
温室効果ガス総排出量	71.7 千トン-CO ₂	▲21.9	▲1.5		▲50.0

表7 グリーン購入調達率（特定調達品目）

分類（特定調達品目）	令和5年度 実績
紙類	100.0%
文具類	95.6%
オフィス家具等	93.3%
画像機器等	94.7%
電子計算機等	97.1%
オフィス機器等	99.0%
移動電話	89.2%
家電製品	94.6%
エアコンディショナー等	99.7%
温水器等	100.0%
照明	95.0%
一般公用車用タイヤ	100.0%
2サイクルエンジン油	100.0%
消火器	100.0%
制服・作業服	92.7%
カーテン・布製ブラインド	75.5%
じゅうたん・カーペット	100.0%
毛布・ふとん	100.0%
ベッドフレーム・マットレス	95.7%
作業手袋	89.8%
その他繊維製品	97.9%
防災備蓄用品	99.9%
ごみ袋	99.3%
自動車等	100.0%
外注印刷物の判断基準達成率	86.5%

※調達目標100%

資料：県環境政策課

取組項目

使用量・排出量	令和5年度				削減目標(%) (基準年度(R3) に対する令和12 年度の削減率)
	実績	基準年度 比(%)	前年度比 (%)		
エネルギー 使用量	電気	86,676,150 kWh	▲2.0	1.2	▲16.3
	重油	7,075,446 ℓ	▲6.6	▲5.4	▲23.3
	灯油	2,034,160 ℓ	0.7	2.6	▲14.8
	都市ガス	98,227 m ³	▲2.6	▲0.1	▲12.3
	LPG	94,170 kg	6.9	0.0	▲18.7
	軽油	562,099 ℓ	▲9.8	▲1.5	▲6.9
	ガソリン	1,148,987 ℓ	▲2.8	4.5	▲13.5
	ジェット燃料	187,310 ℓ	▲7.3	▲8.7	±0.0
その他	水	531,930 m ³	2.3	7.2	▲10.0
	コピー用紙	155,641,828 枚	▲7.6	▲6.0	▲10.0
	廃棄物	2,452,719 kg	▲3.0	▲6.7	▲10.0

※「その他」各項目は、温室効果ガス総排出量の算定対象外。

※「廃棄物」は、一般廃棄物（可燃物及び不燃物）と産業廃棄物合計。

資料：県環境政策課

3 公害防止

表 8 公害防止協定等の締結状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
青森県・八戸市	東北電力(株)八戸火力発電所	電気	S52. 4. 23 (H29. 12. 27)	○	○	○	○		○	
〃	三菱製紙(株)八戸工場	パルプ・紙製造	S53. 11. 11 (R2. 1. 20)	○	○	○	○	○	○	
〃	八戸製錬(株)八戸製錬所	非鉄金属製造	〃 (H29. 11. 6)	○	○	○	○	○	○	
〃	八戸セメント(株)	窯業・土石製品製造	〃 (H29. 11. 20)	○	○	○	○	○	○	
〃	大平洋金属(株)	鉄鋼	〃 (H29. 9. 13)	○	○	○	○	○	○	○
〃	東京鐵鋼(株)八戸工場	鉄鋼	〃 (H28. 12. 27)	○	○	○	○	○	○	○
〃	片倉コープアグリ(株)東北支店青森事業所八戸工場	化学工業	S58. 4. 14 (R4. 1. 17)	○	○	○	○	○	○	
〃	東北グレーンターミナル(株)他 5 社	飼料製造	S56. 7. 14 (H29. 8. 16)	○	○	○	○	○		○
〃	八戸バイオマス発電(株)	電気	H32. 3. 19	○	○	○	○	○	○	
〃	エム・ピー・エム・王子エコエネルギー(株) 八戸エコエネルギー発電所	電気	H32. 4. 10	○					○	
青森県・三沢市	住友化学(株)三沢工場	化学工業	S51. 7. 15 (H31. 3. 5)	○	○	○	○	○	○	○
青森県・六ヶ所村	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油備蓄	S58. 8. 30 (H21. 4. 10)	○	○	○	○	○	○	
〃	日本原燃(株)	非鉄金属製造	H3. 8. 20 (H24. 12. 3)	○	○	○	○	○	○	
青森市	新和生コン(株)	窯業・土石製品製造	H16. 6. 7 (H16. 11. 29)	○						
青森市(旧浪岡町)	(株)タムロン	機械器具製造	S59. 3. 1		○					○
弘前市	(株)津軽カントリークラブ	ゴルフ場	H20. 3. 19	○	○	○	○	○	○	
八戸市	合同酒精(株)酵素医薬品工場	食料品製造	S46. 7. 9 (H24. 4. 1)		○					
〃	八戸鉱山(株)	窯業・土石製品製造	S48. 6. 20 (H26. 4. 1)	○		○	○			
〃	八戸石材企業組合	〃	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)	○	○	○	○			
〃	泉山興業(株)	〃	〃	○	○	○	○			
〃	東北建材産業(株)	〃	〃	○	○	○	○			
〃	中村砕石工業(株)	〃	〃	○	○	○	○			
〃	北振興業(株)	〃	〃 (H25. 10. 1)	○	○	○	○			
〃	(有)田中石灰タンカル工業	〃	S49. 5. 8 (S53. 10. 31)	○		○	○			
〃	(有)三和石灰礦業所	〃	〃	○		○	○			
〃	高周波鋳造(株)	鉄鋼	S50. 2. 21 (H18. 6. 9)	○	○	○	○		○	
〃	アルバック東北(株)	非鉄金属製造	S60. 7. 31 (H28. 2. 19)	○	○				○	
〃	(株)新菱	化学工業	S61. 10. 7 (H31. 3. 22)	○	○				○	
〃	階上キューピー(株)	食料品製造	S63. 11. 28		○					
〃	北日本鍍金(株)	金属製品製造	H2. 2. 26	○	○				○	
〃	住友電工電子ワイヤー(株)八戸事業所	機械器具製造	H6. 12. 16 (H15. 4. 1)	○	○	○	○	○	○	○
〃	多摩川精機(株)八戸事業所	〃	H12. 11. 1						○	
〃	エプソンアトミックス(株)	窯業	H13. 1. 22	○	○				○	
〃	三共理化学工業(株)八戸工場	動物油脂製造	〃	○	○	○	○	○	○	
〃	奥羽クリーンテクノロジー(株)	廃棄物処理業	H20. 5. 23	○	○	○	○	○		○
〃	エプソンアトミックス(株)北インター事業所	非鉄金属製造	H25. 12. 13	○	○	○	○	○		
〃	多摩川精機(株)八戸第二工場	機械器具製造	H31. 1. 18		○	○	○		○	
吹上地区住民	宝幸水産(株)	食料品製造	S61. 9. 27		○	○	○	○		○
桔梗野連合町内会	〃	〃	S61. 5. 7		○	○		○		○
八戸市(旧南郷村)	県南石材(有)	窯業・土石製品製造	S49. 3. 29	○	○	○	○			
〃 (〃)	三浦商店建材部	〃	〃	○	○	○	○			
〃 (〃)	(株)十文字チキンカンパニー	畜産農業	S59. 9. 1			○		○	○	○
〃 (〃)	(株)ノザワ	廃棄物処理	H7. 6. 30 (H14. 10. 21)		○	○	○	○	○	○
〃 (〃)	北砲興発(株)	窯業・土石製品製造	H8. 7. 31	○	○	○	○			
〃 (〃)	中当建設(株)	廃棄物処理	H14. 3. 13		○	○	○	○	○	○
十和田市	(株)ヤマショウフーズ東北事業部青森工場	食料品製造	S52. 11. 15		○					
〃	IHミートパッカー(株)	食肉処理	R4. 1. 28			○				
〃	(株)川村畜産	畜産農業	S63. 8. 8		○			○		
〃	(株)やまはた	〃	〃 (H24. 12. 7)		○			○		
〃	(有)みのる養豚	〃	〃		○	○		○	○	
〃	(有)ふなばやし農産	〃	H20. 1. 29		○	○		○	○	
〃	(有)高橋養豚	〃	S63. 8. 8		○	○		○	○	
〃	みちのく国際ゴルフ倶楽部(株)	ゴルフ場	H6. 8. 26	○	○	○		○	○	
〃	農事組合法人十和田土壌改良	肥料製造	H12. 12. 14		○	○		○	○	
〃	エムエス(株)	機械器具製造	H13. 4. 13		○	○		○	○	
〃	(有)タカホ農場	畜産農業	H15. 2. 27		○	○		○	○	
〃	上北農産加工農業協同組合	食料品製造	H21. 5. 1		○	○		○	○	
三沢市	(株)附田生コン	窯業・土石製品製造	S51. 6. 25		○	○			○	○
〃	(有)東北ファーム	畜産農業	S52. 6. 15 (H19. 7. 30)		○			○	○	○
〃	(株)川賢谷地頭農場	畜産農業	S60. 11. 1 (H4. 6. 20)		○			○	○	○
〃	(株)川賢高野沢農場	〃	H4. 2. 5 (H4. 7. 10)		○	○		○	○	○
〃	(株)三沢農場	〃	S60. 11. 1 (〃)		○	○		○	○	○
〃	プライフーズ(株)細谷工場	食料品製造	S63. 10. 27	○	○	○	○	○	○	○
〃	プライフーズ(株)三沢加工食品工場	〃	S61. 3. 22	○	○	○	○	○	○	○

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
三沢市	スターゼン(株)	食料品製造	H8. 2. 28(H30. 3. 16)	○	○	○	○	○	○	○
	(有)東北養鶏場	畜産農業	H19. 4. 10					○	○	○
	多摩川精機(株)八戸事業所三沢工場	電気機械器具製造	H21. 3. 27		○				○	○
	公盛工業(株)三沢工場	自動車部品製造	H22. 9. 15			○	○		○	○
	ブライフーズ(株)みどりの郷	食料品製造	H24. 5. 22	○	○	○	○	○	○	
三沢市・六ヶ所村・ 六ヶ所村漁業協同組 合・三沢市漁業協同 組合・小川原湖漁業 協同組合	農事組合法人川村農場	畜産農業	H15. 9. 14		○			○	○	○
朝日町内会	ブライフーズ(株)小沢農場	〃	S52. 11. 30					○	○	○
三沢市・三沢市漁業 協同組合	(株)司食品工業	食料品製造	H28. 9. 15	○	○	○	○	○	○	
むつ市	日本ホワイトファーム(株)	食料品製造	S62. 6. 4 (H11. 4. 1)		○	○	○	○	○	
〃	日本ピュアフード(株)	〃	H11. 4. 1		○	○	○	○	○	
つがる市(旧木造町)	(株)木村牧場	畜産農業	H7. 11. 1		○			○		
平川市	青森リバーテクノ(株)	機械器具製造	S61. 12. 1 (H16. 1. 5)		○					
平川土地改良区 平川内水面漁業協同組合	〃	〃	S62. 8. 10		○					
	平川市	廃棄物処理	H3. 12. 13		○					
平内町	エビハラスポーツマン(株)	ゴルフ場	H4. 7. 31	○	○	○	○	○	○	○
鯉ヶ沢町	青森スプリング・ゴルフクラブ	ゴルフ場	H3. 9. 7 (H27. 12. 12)		○					○
藤崎町	(株)ペインックサンミッシェルトキワ藤崎工場	衣服・繊維製品製造	S60. 11. 22		○	○				
藤崎町(旧常盤町)	(株)青森アステック・リテック青森	機械器具製造	S50. 1. 28	○	○	○				
	東北ポリマー(株)	石油・石炭製品製造	S49. 7. 17	○	○	○				
大鰐町	青森ロイヤル(株)	ゴルフ場	H5. 1. 27	○	○	○	○	○	○	○
	平川市	廃棄物処理	S63. 6. 24		○	○	○	○		○
野辺地町・目ノ越自治会	日本ホワイトファーム(株)東北生産部	肥料製造	H16. 6. 28		○			○	○	
七戸町	(株)コーケンフーズ	食料品製造	H10. 10. 16		○			○	○	
〃	県畜産農業協同組合連合会	畜産農業	H10. 7. 1		○	○		○	○	
〃	ブライフーズ(株)	〃	R2. 6. 16		○			○	○	
七戸町(旧天間林村)	青森木材防腐(株)	木材・木製品製造	S50. 11. 1	○	○			○	○	
中野川流域公害対策委員会	〃	〃	S51. 2. 28	○	○	○		○	○	
おいらせ町	ブライフーズ(株)	食料品製造	S47. 1. 30(H15. 12. 5)	○	○	○		○	○	
〃	ハイモ(株)	化学工業	S53. 3. 31(〃)	○	○	○	○	○	○	○
〃	日本フードパッカー(株)	食料品製造	S53. 7. 28(H19. 10. 1)	○	○	○		○	○	○
〃	城内水産(株)	〃	H2. 9. 6	○	○	○	○	○	○	○
〃	日本ピュアフード(株)	〃	H8. 2. 16(H19. 11. 1)	○	○	○		○	○	○
〃	(株)オリワン	〃	H17. 5. 16	○	○	○	○	○	○	○
〃	大石産業(株)	パルプ・紙・紙加工品製造	S57. 7. 29	○	○	○		○	○	
〃	東北容器工業(株)	〃	S59. 10. 23(H21. 4. 1)	○	○	○		○	○	
〃	(有)オーガニックカンパニー	農業	H12. 8. 9					○	○	
〃	インターファーム(株)	畜産農業	H12. 9. 1		○	○		○	○	
〃	(株)ジャパス	食料品製造	H15. 11. 28	○	○	○	○	○	○	○
六戸町	佐藤製線販売(株)	鉄鋼	S52. 4. 11		○	○	○	○	○	○
〃	三本木畜産農業協同組合	畜産農業	S54. 4. 20	○	○	○	○	○		
〃	社会福祉法人楽晴会	老人福祉事業	S54. 11. 25		○					
〃	第一ブローラー(株)	畜産農業	S52. 11. 15					○		
〃	(株)日産合同新車センター	自動車卸売	S52. 9. 13(S54. 12. 25)		○			○		
〃	おいらせ農業協同組合	各種商品小売	S54. 8. 20		○			○		
〃	平和運送(株)・(有)みちのく産商	石油卸売	S54. 3. 20		○					
〃	インターファーム(株)	畜産農業	S60. 3. 2		○	○		○	○	
〃	(有)小関麵興商事	食料品製造	〃		○					
〃	六戸温泉	浴場	S57. 11. 11		○			○		
〃	吉田 照美	集団し尿処理浄化槽設置者代表	S57. 8. 23		○			○		
〃	晴ヶ丘老人ホーム	老人福祉事業	S54. 4. 17		○			○		
〃	尾形精肉店	畜産農業	H元. 11. 20		○	○		○	○	
〃	折茂良質葉生産組合	たばこ生産	S56. 10. 19		○			○		
〃	沖山良質葉生産組合	〃	〃		○			○		
〃	下吉田良質葉生産組合	〃	〃		○			○		
〃	山優建材(株)	廃棄物処理	H6. 12. 21	○		○	○	○		
〃	大昇産業(株)	〃	H15. 4. 2	○		○	○	○		
姉沼土地改良区	(有)小関麵興商事	食料品製造	S49		○					
中堰用水申し合せ組合	(有)宮崎養鶏場	畜産農業	S54. 12. 22		○					
横浜町	インターファーム(株)横浜農場	畜産農業	S61. 2. 25(H16. 2. 1)		○	○	○	○	○	
〃	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	食料品製造	S63. 7. 20(H16. 3. 1)		○	○	○	○	○	○
〃	〃 C S農場	畜産農業	S61. 2. 25(H19. 9. 13)	○	○	○		○	○	
〃	〃 肥料センター	肥料製造	H6. 2. 17(H16. 3. 1)	○	○			○	○	○
〃	日本ピュアフード(株)	食料品製造	H10. 11. 5(H19. 9. 13)	○	○	○	○	○	○	○
東北町(旧上北町)	(株)司食品工業	食料品製造	H16. 3. 31	○	○	○	○	○	○	○
東北町	全国農業協同組合連合会青森県本部	〃	H元. 4. 1 (R元. 10. 1)		○	○		○	○	
〃	ブライフーズ(株)	〃	R2. 4. 28		○	○		○	○	
東北町・小川原湖漁業協同組合	(株)アंकラージュ	住宅施設	H21. 7. 15		○					

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
六ヶ所村	青森宝栄工業(株)	機械器具製造	S63. 5. 17	○	○	○	○	○	○	
〃	(株)永木精機	〃	H2. 12. 1	○	○	○	○	○	○	
〃	〇 L E D 青森(株)	〃	H23. 9. 1		○				○	
〃	(株)大興	汚染土壌処理	R元. 7. 1	○	○	○		○	○	
東通村	三菱マテリアル(株)	窯業・土石製品製造	S54. 7. 30	○	○	○	○		○	
〃	日鉄鉱業(株)尾屋鉱業所	鉱業	S55. 7. 22	○	○					
三戸町	インターファーム(株)三戸農場	畜産農業	S60. 6. 19(H9. 12. 24)		○	○		○	○	
〃	太平洋ブリーディング	〃	H27. 10. 1		○	○		○	○	
五戸町	(株)阿部繁孝商店	食料品製造	S63. 3. 9		○	○		○	○	○
〃	ブライフーズ(株)五戸加工食品工場	〃	H元. 7. 27	○	○	○	○	○	○	○
〃	(株)十文字チキンカンパニー	食料品製造	H4. 7. 13		○	○		○	○	○
〃	(有)エコプラザひばり野	廃棄物処理	H6. 6. 8(H20. 4. 14)	○	○	○	○			
〃	(有)ソフトインライフ五戸	〃	H6. 12. 9	○	○	○	○	○		○
〃	(株)川村土木	建設業	H8. 11. 1	○		○	○	○		
〃	(有)横町建材	砕石業	〃	○		○	○	○		
五戸町(旧倉石村)	十和田地域広域事務組合	廃棄物処理	H2. 6. 20		○	○	○	○	○	○
〃 (〃)	(有)東北グローイング	畜産農業	H2. 4. 1		○	○	○	○	○	○
〃 (〃)	川村土木(株)	建設業	H13. 12. 11		○	○	○	○	○	○
田子町	(株)阿部繁孝商店	食料品製造	S57. 4. 20							○
〃	〃	畜産農業	H3. 10. 14							○
〃	福田 信雄	〃	H14. 7. 17		○			○		
〃	(株)十文字チキンカンパニー	〃	H28. 5. 11		○			○		
〃	(株)十文字チキンカンパニー	〃	H30. 7. 3		○			○		
〃	インターファーム(株)	〃	R5. 4. 1		○			○	○	
階上町	桑原 裕	畜産農業	S62. 6. 11(元. 7. 20)					○		
〃	(有)八戸ファーム	〃	S63. 10. 18					○		
〃	階上キューピー(株)	食料品製造	S63. 11. 26	○	○	○	○	○		
〃	百目本和俊	畜産農業	H元. 8. 24					○		
〃	キューピータマゴ(株)	食料品製造	H4. 10. 15	○	○	○	○	○		
〃	八戸炭酸カルシウム(株)	土石製造	H2. 12. 15			○	○			○
〃	(株)青森ポーター	畜産農業	H19. 7. 9		○	○		○	○	
〃	イワタニ・ケンボロー(株)	畜産農業	H24. 4. 1		○			○		

資料：県環境保全課

表9 公害防止管理者等選任届出状況

(令和6年3月31日現在)

業 種	特定 工場	公害 防止 統括者	公害防 止主任 管理者	公 害 防 止 管 理 者											
				大 気 関 係				水 質 関 係				騒音 関係	粉じん 関係	振動 関係	ダイオ キシン 類関係
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
食 料 品	10	10 (10)	()	()	()	()	5 (4)	()	()	()	5 (5)	()	()	()	()
飲料・たば こ・飼 料	6	5 (4)	()	()	()	()	2 (0)	()	()	()	()	()	()	()	()
織 維 工 業		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
木材・木製 品 (家具 を除く)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家 具 ・ 装 備 ・ 品		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
パルプ・紙・ 紙 加 工 品	3	3 (3)	1 (1)	()	()	1 (1)	1 (1)	()	()	1 (1)	()	()	()	()	1 (1)
印 刷 ・ 同 関 連		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
化 学 工 業	4	4 (4)	()	1 (1)	()	1 (1)	()	1 (1)	1 (1)	()	2 (2)	()	()	()	()
石油製品・ 石炭製品	19	4 (2)	()	()	()	3 (2)	9 (9)	1 (0)	()	()	()	()	13 (11)	()	()
プラスチック 製	1	1 (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ゴ ム 製 品		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
なめし革・同 製品・毛皮		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
窯業・土石 製	64	17 (16)	()	()	2 (2)	5 (3)	6 (5)	()	2 (2)	()	()	()	56 (44)	()	()
鉄 鋼 業	6	6 (6)	1 (1)	()	()	5 (3)	1 (0)	()	()	1 (1)	1 (1)	()	3 (3)	()	1 (1)
非 鉄 金 属	3	3 (3)	1 (1)	2 (2)	()	1 (1)	()	1 (1)	()	()	1 (1)	()	1 (1)	()	1 (1)
金 属 製 品	4	3 (3)	()	()	()	()	()	()	3 (1)	()	()	()	()	()	()
はん用機械 器具	1	1 (1)	()	()	()	()	()	()	1 (1)	()	()	()	()	()	()
生産用機械 器具	1	1 (1)	()	()	()	()	()	()	1 (1)	()	()	()	()	()	()
業務用機械 器具	1	1 (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
電子部品・ デバイス・電 子 回 路	8	7 (7)	()	()	()	1 (1)	()	()	1 (1)	()	()	()	()	()	()
電 気 機 械 器具	3	3 (1)	()	()	()	()	()	()	2 (0)	()	()	()	()	()	()
情報通信機 械 器 具	1	1 (1)	()	()	()	()	()	()	1 (1)	()	()	()	()	()	()
輸送用機械 器具		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
電 気 業	5	1 (1)	()	()	()	4 (3)	()	()	()	()	()	()	1 (1)	()	()
ガ ス 業	1	1 (1)	()	()	()	1 (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
熱 供 給 業		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
そ の 他		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	141	72 (66)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	22 (16)	24 (19)	3 (2)	12 (8)	2 (2)	9 (9)	0 (0)	74 (60)	0 (0)	3 (3)

(注) () は公害防止管理者等の代理者数

資料：県環境保全課

4 水 質 汚 濁

表10 水質汚濁に係る環境基準

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(規格：日本産業規格K0102)

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大 腸 菌 数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素量 (DO)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	L A S
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 L A S：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備 考						
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。						
3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。						
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
備 考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育上として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育上として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 L A S：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 海 域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは次のものをいう。
試料 50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000 / 50$$
(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
(b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL)
 $f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価
- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

エ

項目	類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
			底層溶存酸素量
生 物 1	1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生 物 2	2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生 物 3	3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備 考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(備考)

- 環境基準達成水域の判定方法について(全窒素又は全磷に係るものを除く。)
 - 環境基準が達成されているか否かの判断は、河川においてはBOD、湖沼及び海域においてはCODにより、当該水域の環境水質を代表する環境基準点において行う。
 - 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times N$ (日間平均値のデータ数) (計算結果が整数でない場合は、端数を切り上げ整数とする。)番目のデータ値をもって75%値とし、それが環境基準値を

満足しているものを達成地点とする。

- 1 水域において、複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。
- 全窒素及び全磷の環境基準達成水域の判定方法について
類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均した値による。

表11 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) pH、BOD (COD) 等

水 域	該当類型	達成期間	備考
新井田川上流(長館橋より上流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	イ	新井田川河口水域 (昭和46年5月25日 閣議決定、 令和2年3月27日 青森県告示第253号)
新井田川下流 (長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流 (櫛引橋より上流)	A	イ	
馬淵川下流 (櫛引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流 (戊橋より上流)	A	イ	
五戸川下流 (戊橋より下流)	B	イ	
相坂川上流 (葛川合流点より上流)	AA	イ	
相坂川中流 (葛川合流点から幸運橋まで)	A	イ	
相坂川下流 (幸運橋より下流)	B	イ	
十和田湖(全域)	湖沼AA	イ	
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	湖沼A	イ	
工業港(1)	海域C	ロ	
工業港(2)	海域C	ロ	
工業港(3)	海域C	ロ	
河口海域 (甲)	海域B	ロ	(令和4年3月30日 青森県告示第199号)
河口海域 (乙)	海域B	ロ	
河口海域 (丙)	海域A	イ	
岩木川上流 (神田橋から上流であって、津軽ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	ロ	
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ	
平川 (全域)	AA	ロ	
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	AA	イ	
浅瀬石川下流*	A	ロ	
(滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの)			
浅瀬石川ダム貯水池(全域)*	湖沼A	イ	
山田川 (全域)	A	イ	
大秋川 (全域)	A	イ	
大落前川 (全域)	A	イ	
虹貝川 (全域)	A	イ	
飯詰川 (全域)	A	イ	
津軽ダム貯水池 (全域)	湖沼A	イ	(令和4年3月30日 青森県告示第199号)

中村川 (全域)* 赤石川 (全域) 追良瀬川 (全域)* 吾妻川 (全域) 笹内川 (全域) 深浦港 日本海岸地先海域	A A A A A 海域B 海域A	イ イ イ イ イ イ イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
今別川(全域)* 長川(全域) 津軽半島北側海域	A A 海域A	イ イ イ	津軽半島北側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
蟹田川(全域)* 高石川(全域) 新城川(全域) 沖館川(全域及び支川)* 堤川上流(横内川合流点から上流) 堤川下流(横内川合流点から下流) 横内川上流(水源池取水口から上流) 横内川下流(水源池取水口から下流) 駒込川上流(駒込川頭首工から上流) 駒込川下流(駒込川頭首工から下流) 野内川(全域) 陸奥湾(1) 陸奥湾(2) 陸奥湾(3) 陸奥湾(4)	A A B C A B A A A A B A 海域C 海域C 海域B 海域A	イ イ ロ ロ イ ロ イ イ イ ロ イ イ イ イ	陸奥湾西側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号、 平成11年3月15日 青森県告示第162号)
小湊川(全域) 野辺地川上流(清水目橋より上流) 野辺地川下流(清水目橋より下流) 田名部川上流(荷橋より上流) 田名部川下流(荷橋より下流) 川内川上流(湯ノ川合流点より上流) 川内川下流(湯ノ川合流点より下流) 宇曽利川(全域)* 永下川(全域)* 小荒川上流(中荒川1号橋より上流) 小荒川下流(中荒川1号橋より下流) 小湊港 野辺地港 大湊港(1) 大湊港(2) 川内港 陸奥湾東側海域	A A B A B A A A A A B 海域B 海域B 海域C 海域B 海域B 海域A	イ イ ロ イ ロ イ ロ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	陸奥湾東側水域 (昭和49年4月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日 青森県告示第234号)
(八戸市、階上町地先水域) 蕪島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位角0度に引いた線及び 及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏 字廿一2番1号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日 青森県告示第83号)
土場川(全域) 七戸川(七戸川全域及び支派川) 砂土路川(全域)* 姉沼川(全域) 古間木川(全域)* 小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川) 東通り海域 むつ小川原港(1) むつ小川原港(2) むつ小川原港(3)	A A A B B 湖沼A 海域A 海域C 海域C 海域B	イ イ イ イ ロ ロ イ イ イ イ	東通り水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号、 平成2年4月2日 青森県告示第235号、 平成11年3月15日 青森県告示第163号)
大畑川(全域) 下北半島北側海域 尻屋岬港	A 海域A 海域B	イ イ イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
奥戸川(全域) 古佐井川(全域) 下北半島西側海域 大間港	A A 海域A 海域B	イ イ イ イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)

(2) 全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成期間	備考
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼Ⅲ	イ	新井田川河口水域 (令和2年3月27日 青森県告示第254号)
陸奥湾(焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)	海域Ⅰ	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日 青森県告示第294号)

(3) 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

水 域	該当類型	達成期間	備考
新井田川（世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	新井田川河口水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
馬淵川（青森・岩手県境より下流）	生物A	イ	
五戸川（全域）	生物A	イ	
奥入瀬川（全域）	生物A	イ	
十和田湖（全域）	湖沼生物A	イ	(平成30年2月9日 青森県告示第84号)
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼生物A	イ	(令和2年3月27日 青森県告示第255号)
岩木川（全域）	生物A	イ	岩木川水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
平川（全域）	生物A	イ	
浅瀬石川（浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	
山田川（全域）	生物A	イ	
大秋川（全域）	生物A	イ	
大落前川（全域）	生物A	イ	
虹貝川（全域）	生物A	イ	
飯詰川（全域）	生物A	イ	
浅瀬石川ダム貯水池(全域)	湖沼生物A	イ	(平成29年1月25日 青森県告示第41号)
津軽ダム貯水池(全域)	湖沼生物A	イ	(令和4年3月30日 青森県告示第202号)
中村川（全域）	生物A	イ	日本海岸水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
赤石川（全域）	生物A	イ	
追良瀬川（全域）	生物A	イ	
吾妻川（全域）	生物特A	イ	
笹内川（全域）	生物A	イ	
今別川（全域）	生物A	イ	津軽半島北側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
長川（全域）	生物A	イ	
蟹田川（全域）	生物A	イ	陸奥湾西側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
高石川（全域）	生物A	イ	
新城川(全域)	生物A	イ	
沖館川(全域及び支川)	生物A	イ	
堤川下流(横内川合流点から下流)	生物B	イ	
横内川(全域)	生物A	イ	
野内川(全域)	生物A	イ	
小湊川(全域)	生物A	イ	陸奥湾東側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
野辺地川(全域)	生物A	イ	
田名部川(全域)	生物A	イ	
川内川(全域)	生物特A	イ	
宇曽利川(全域)	生物A	イ	
永下川(全域)	生物A	イ	
小荒川(全域)	生物A	イ	
土場川(全域)	生物B	イ	東通り水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
七戸川(七戸川全域及び支派川)	生物A	イ	
砂土路川(全域)	生物A	イ	
姉沼川(全域)	生物A	イ	
古間木川(全域)	生物B	イ	
小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川)	湖沼生物A	イ	
大畑川(全域)	生物特A	イ	下北半島北側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
奥戸川(全域)	生物A	イ	下北半島西側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
古佐井川(全域)	生物A	イ	

(注) 1 該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。

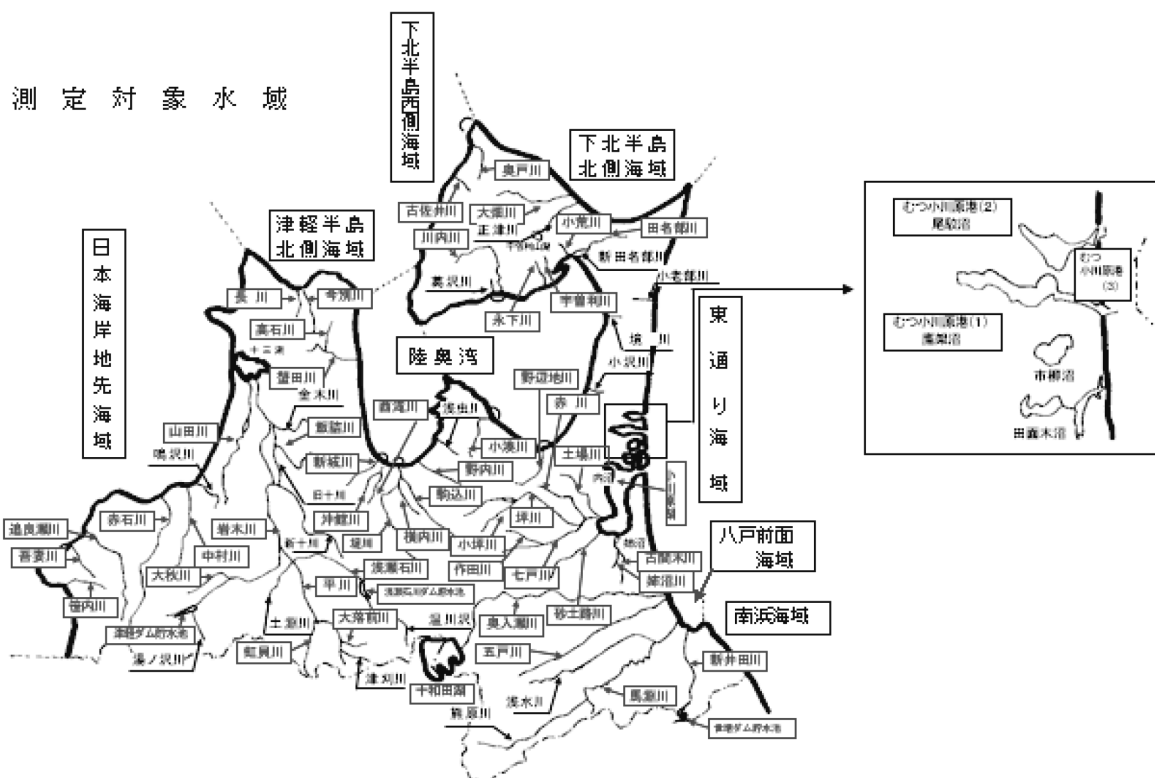
4 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。

5 七戸川（七戸川全域及び支派川）のうち天間大橋から上流の全亜鉛に係る項目については、基準値を適用しない。

6 水域欄の＊は平成2年4月2日付け青森県告示第233～235号、平成8年2月21日付け青森県告示第106号、平成11年3月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。

7 相坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。

表12 水質調査水域の概要図



※名称が□で囲まれたものは、環境基準類型指定がなされている。

資料：環境保全課

表13 水道普及状況

(令和5年3月31日現在)

行政区域 内人口	計画給水 人口	現在給水 人口	水道 普及率
1,189,627人	1,347,060人	1,170,963人	98.4%

資料：県都市計画課

表14 県内水道水源別取水量

(令和5年3月31日現在) (千m³/年)

水道種別		上水道	簡易水道	計
水源	地表水	47,011	1,343	48,354
		31.6%	35.6%	31.7%
	ダム	54,128	—	54,128
		36.4%	0%	35.5%
	小計	101,139	1,343	102,482
地下水		40,572	1,746	42,318
		27.3%	46.3%	27.7%
湧水等		7,147	683	7,830
		4.8%	18.1%	5.1%
計		148,858	3,772	152,630
		100%	100%	100%

資料：県都市計画課

表15 調査河川等数及び測定項目数 (令和5年度)

項目 区分	調査河川・ 湖沼・ 海域数	測定 地点数	測定項目内容						
			生活環 境項目	健康 項目	特 殊 項目	要監視 項目	その他 項目	特 定 項目	計
河川	63	115	3,991	1,053	345	66	338	36	5,829
湖沼	9	23	2,480	681	123	30	888	8	4,210
海域	8	58	1,755	110	85	0	384	0	2,334
合計	80	196	8,226	1,844	553	92	1,610	44	12,373

資料：県環境保全課

表16 健康項目の環境基準値を超えた地点数

測定項目	令和5年度		令和4年度	
	地点数	環境基準値を超えた地点数	地点数	環境基準値を超えた地点数
カ ド ミ ウ ム	87	0	87	0
全 シ ア ン	54	0	54	0
鉛	92	0	92	1
六 価 ク ロ ム	55	0	55	0
砒 素	93	1	93	1
総 水 銀	37	0	37	0
ア ル キ ル 水 銀	4	0	4	0
P C B	37	0	37	0
トリクロロエチレン	26	0	26	0
テトラクロロエチレン	26	0	26	0
ジクロロメタン	15	0	26	0
四 塩 化 炭 素	15	0	26	0
1,2-ジクロロエタン	15	0	26	0
1,1-ジクロロエチレン	26	0	15	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	26	0	15	0
1,1,1-トリクロロエタン	26	0	15	0
1,1,2-トリクロロエタン	26	0	15	0
1,3-ジクロロプロペン	15	0	33	0
チ ウ ラ ム	15	0	33	0
シ マ ジ ン	33	0	15	0
チ オ ベ ン カ ル ブ	33	0	15	0
ベ ン ゼ ン	26	0	26	0
セ レ ン	27	0	27	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	43	0	43	0
ふ つ 素	32	0	32	0
ほ う 素	30	1	30	1
1,4-ジ オ キ サ ン	26	0	26	0

(注) 湖沼における複数層採水地点は1地点とする。

資料：県環境保全課

表17 公共用水域の底質測定結果

(令和5年度)

	測 定 地 点	採 取 年月日	外 観	一般項目		健 康			項 目		特 殊 項 目		その他の項目			
				COD (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	総窒素 (mg/g)	総磷 (mg/g)
岩 木 川	幡 龍 橋	R5.8.8	砂・シルト	-	-	0.4	23	9.1	0.08	<0.01	-	-	34	-	-	-
	乾 橋	R5.8.8	砂・礫	-	-	0.1	8.4	4.5	0.05	<0.01	-	-	24	-	-	-
	津 軽 大 橋	R5.8.8	シルト	-	-	0.4	23	7.4	0.06	<0.01	-	-	39	-	-	-
沖 館 川	十三湖 1. 中 央	R5.8.8	シルト	21	9.3	0.8	40	11	0.13	<0.01	39	220	43	0.58	1.4	0.73
	沖 館 橋	R5.8.2	泥	22	8.0	0.2	18	26	0.05	<0.01	29	190	37	0.22	1.5	0.52
	堤 川	R5.8.1	泥	17	7.0	0.1	15	63	0.06	<0.01	29	84	49	0.19	1.2	0.33
田 名 部 川	下 北 橋	R5.7.5	砂	17	6.0	0.1	14	16	0.11	<0.01	20	87	31	0.22	0.50	0.71
	櫛 引 橋	R5.8.8	砂・礫	-	-	<0.1	3.6	4.2	0.02	<0.01	-	-	39	-	-	-
	尻 内 橋	R5.8.8	砂・礫	-	-	<0.1	4.2	4.3	0.02	<0.01	-	-	35	-	-	-
新 井 田 川	大 橋	R5.7.5	砂・泥	32	8.0	0.2	12	9.3	0.10	<0.01	23	82	66	0.19	0.39	0.94
	湊 橋	R5.7.18	泥	5.6	3.0	<0.1	7.0	3.3	0.04	<0.01	21	80	50	0.055	0.72	0.56
	市 柳 沼 中 央	R5.8.1	泥	120	21	0.4	20	13	0.10	<0.01	15	84	54	0.24	7.5	1.0
田 面 木 沼 中 央	中 央	R5.8.1	粘土	58	17	1.0	32	7.1	0.08	<0.01	-	200	-	-	6.4	1.4
	G 中 央	R5.8.1	泥	120	21	0.4	20	13	0.10	<0.01	15	84	54	0.24	7.5	1.0
	内 沼 中 央	R5.8.1	粘土	58	17	1.0	32	7.1	0.08	<0.01	-	200	-	-	6.4	1.4
姉 沼 中 央	中 央	R5.8.1	泥	170	26	0.2	15	10	0.11	<0.01	22	76	42	3.7	9.0	1.0
	St.1 休 屋 前 面	R5.8.1	泥	70	20	0.3	21	9.0	0.10	<0.01	23	160	39	0.22	4.3	1.8
	St.9 子ノ口前 面	R5.7.25	泥	39	9.0	8.0	160	66	0.36	<0.01	76	890	23	0.47	3.3	0.43
世増ダム貯水池	ダ ム サ イ ト	R5.7.25	泥	34	10	5.9	160	43	0.33	<0.01	110	870	20	0.54	2.2	1.1
	St.1 青森港(西)	R5.8.9	泥	61	14	0.5	17	8.8	0.14	<0.01	47	130	54	0.077	6.2	1.50
	St.2 青森港(東)	R5.8.22	砂・泥	13	6.0	0.1	20	1.7	0.05	<0.01	29	110	48	0.18	1.0	0.47
陸 奥 湾	St.3 堤川1 km 沖	R5.8.22	砂・泥	18	9.0	0.4	71	29	0.30	<0.01	88	250	60	0.26	1.6	0.85
	St.10 野辺地港中央	R5.8.22	砂・泥	41	15	0.2	34	56	0.21	<0.01	57	150	68	1.0	3.0	1.4
	St.14 大湊港(芦崎)	R5.8.22	砂・泥	5	4.0	<0.1	5.0	15	0.03	<0.01	7.0	39	15	0.27	0.31	0.36
むつ小川原港 (1)	St.15 大 湊 港 (田名部川河口)	R5.8.22	泥	26	13	0.2	24	20	0.28	<0.01	28	110	40	0.32	2.0	0.60
		R5.8.22	泥	18	16	0.1	22	25	0.16	<0.01	32	120	62	0.32	1.6	0.80
	鷹架沼 S t . 3	R5.8.1	泥	100	21	0.5	15	11	0.09	<0.01	14	100	63	1.3	4.4	0.66
むつ小川原港 (2)	尾 駁 沼 S t . 2	R5.8.1	泥	33	22	0.2	6.0	5.4	0.04	<0.01	6.0	45	22	0.99	1.6	0.44
八 戸 前 面 海 域	S t . 1 第一工業港	R5.9.13	泥	42	18	0.4	26	12	0.15	<0.01	71	190	79	1.7	3.9	1.1
	S t . 2 第二工業港	R5.9.13	泥	29	15	0.8	60	16	0.46	<0.01	240	340	140	2.5	3.0	1.4
	S t . 6 第三工業港	R5.9.13	泥	26	16	0.4	280	18	0.16	<0.01	52	150	62	1.4	3.4	1.1
	S t . 7 第二工業港	R5.9.13	泥	19	11	0.6	68	13	0.19	<0.01	44	240	36	0.66	2.1	0.82
	S t . 8 第二工業港	R5.9.13	泥	16	9.0	0.9	89	14	0.18	<0.01	52	290	30	0.57	1.4	0.62

注：濃度は全て乾泥あたり
資料：：環境保全課

表18 地下水質調査結果総括表

(令和5年度)

区分 項目	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査	
	調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数
カ ド ミ ウ ム	19	0	0	0	0	0
全 シ ア ン	19	0	0	0	0	0
鉛	19	0	5	0	11	7(0)
六 価 ク ロ ム	19	0	0	0	0	0
砒 素	19	5(1)	23	18(1)	31	26(12)
総 水 銀	19	0	0	0	0	0
ア ル キ ル 水 銀	4	0	0	0	0	0
P C B	19	0	0	0	0	0
ジ ク ロ ロ メ タ ン	19	0	0	0	0	0
四 塩 化 炭 素	19	0	0	0	1	1(0)
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	19	0	0	0	2	0
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	19	0	0	0	1	0
1,1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	0	0	0	2	0
1,2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	0	0	0	2	0
1,1,1-トリ ク ロ ロ エ タ ン	19	0	0	0	1	0
1,1,2-トリ ク ロ ロ エ タ ン	19	0	0	0	2	1(0)
トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	0	0	0	2	0
テトラ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	0	0	0	2	0
1,3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	19	0	0	0	0	0
チ ウ ラ ム	19	0	0	0	0	0
シ マ ジ ン	19	0	0	0	0	0
チ オ ベ ン カ ル ブ	19	0	0	0	0	0
ベ ン ゼ ン	19	0	0	0	0	0
セ レ ン	19	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	15(0)	5	5(0)	37	37(15)
ふ っ 素	19	8(0)	0	0	19	19(11)
ほ う 素	19	9(0)	0	0	7	7(6)
1,4-ジ オ キ サ ン	19	0	0	0	0	0
実 質 井 戸 数	19	19(1)	33	23(1)	102	92(41)

(注) ()内の数値は、環境基準値を超過した井戸の数

資料：県環境保全課

表19 県内から選定された「名水百選」(昭和59年度環境庁選定)

名 称	所 在 地	水の形態	概 要
とみ た しつ こ 富 田 の 清 水	弘前市大字紙漉町	湧水	弘前市の中央、紙漉町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稲荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
い がみ しつ こ 渾 神 の 清 水	平川市唐竹	湧水	平賀駅から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「霊泉」の碑がまつてある。

表20 県内から選定された「平成の名水百選」(平成20年度環境省選定)

名 称	所 在 地	水の形態	概 要
ぬま ぶくろ みず 沼 袋 の 水	十和田市大字赤沼	湧水	青森県の中央にそびえる八甲田山系に降った雨や雪は地下水となり、長い年月をかけて流れ下り、十和田市の赤沼地区に湧き出している。地元では沼袋の水と呼ばれ、十和田市と地元団体が管理する名水公園内にあり、同じ敷地内にある神社は、古くから地元の人々の信仰の場所となっている。名水公園に隣接して養魚場があり、湧水を使用して虹鱒や鯉を養殖している。
わき つば いけ みず 沸 壺 池 の 清 水	深浦町大字松神	湧水	津軽国定公園十二湖地内にある「沸壺の池」付近から湧き出ているもので、十二湖散策で歩き疲れた体には格別の味として好評である。世界自然遺産「白神山地」に隣接した場所にあるため、ブナ原生林に囲まれた雄大な自然の中で味わうことができる。
わき 湧 つ ぽ	中泊町大字大沢	湧水	大沢内ため池の湧つぽは、芦野池沼群県立自然公園に湧き出る清水で無味無臭の名水として、地域住民に称賛されている湧つぽである。古来より津軽平野の稲作や地域住民の飲料水として利用され、地元の名水湧きつぽ保存会は社を建立して湧きつぽを祭るなど、地域にも親しまれている。

表21 水浴場の判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出(検出限界 2 個／100mL)	油膜が認められない	2 mg／L以下 (湖沼は 3 mg／L以下)	全透(または 1 m以上)
	水質 A	100個／100mL以下	油膜が認められない	2 mg／L以下 (湖沼は 3 mg／L以下)	全透(または 1 m以上)
可	水質 B	400個／100mL以下	常時は油膜が認められない	5 mg／L以下	1 m未満～50cm以上
	水質 C	1, 000個／100mL以下	常時は油膜が認められない	8 mg／L以下	1 m未満～50cm以上
不適		1, 000個／100mL超	常時油膜が認められる	8 mg／L超	50cm未満*

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
3 CODの測定は、日本産業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。
4 透明度(＊の部分)に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表22 水浴場水質調査結果

(令和5年度)

調査項目 海(湖)水浴場名 (市町村)		ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			C O D (mg/L)			p H		透明度 (m)	油膜 の有無	O-157	判定		
		最小値	～	最大値	平均値	最小値	～	最大値	平均値	最小				最大	平均値
合 浦 (青 森 市)	開設前	<2	～	2	<2	1.3	～	2.2	1.7	7.7	8.3	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～	<2	<2	2.0	～	3.2	2.6	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質B
鯹 沢 (鯹 ヶ 沢 町)	開設前	<2	～	2	<2	1.6	～	2.6	2.1	7.8	8.1	>1	なし	-	水質B
十 符 ヶ 浦 (野 辺 地 町)	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.2	1.7	7.9	8.0	>1	なし	-	水質AA
小 川 原 湖 (三 沢 市)	開設前	<2	～	72	21	2.9	～	3.9	3.3	7.5	8.1	>1	なし	-	水質B
八 戸 市 白 浜 (八 戸 市)	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.7	1.9	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～	2	<2	1.9	～	3.4	2.8	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質B
椿 山 (平 内 町)	開設前	<2	～	2	<2	1.3	～	2.7	1.9	7.8	8.1	>1	なし	-	水質AA
観 瀾 山 公 園 (外 ヶ 浜 町)	開設前	<2	～	<2	<2	1.4	～	2.8	2.2	8.0	8.4	>1	なし	-	水質B
玉 松 (蓬 田 村)	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.4	2.0	7.9	8.1	>1	なし	-	水質AA
平 館 (外 ヶ 浜 町)	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	1.6	1.6	8.0	8.1	>1	なし	-	水質AA
出 来 島 (つ が る 市)	開設前	<2	～	2	<2	2.0	～	2.3	2.2	8.0	8.0	>1	なし	-	水質B
岡 崎 海 岸 (深 浦 町)	開設前	<2	～	<2	<2	1.2	～	2.8	1.9	8.1	8.4	>1	なし	-	水質AA
新 設 鯹 ヶ 沢 (鯹 ヶ 沢 町)	開設前	4	～	260	110	2.5	～	3.8	3.1	7.9	8.1	>1	なし	-	水質B
砂 浜 海 岸 (横 浜 町)	開設前	<2	～	<2	<2	2.4	～	3.1	2.7	7.7	7.9	>1	なし	-	水質B
わかさぎ公園浜台 (東 北 町)	開設前	<2	～	2	<2	4.5	～	5.0	4.7	8.4	8.8	>1	なし	-	水質B
八 戸 市 蕪 島 (八 戸 市)	開設前	<2	～	52	17	2.1	～	2.4	2.2	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質B
	開設中	2	～	14	5	2.8	～	5.3	3.9	8.2	8.4	>1	なし	不検出	水質B
小 川 原 湖 公 園 (東 北 町)	開設前	<2	～	2	<2	4.3	～	4.9	4.6	8.6	8.9	>1	なし	-	水質B
サンセットビーチあさむし (青 森 市)	開設前	<2	～	3	2	0.7	～	1.8	1.2	7.9	8.1	>1	なし	不検出	水質A
	開設中	<2	～	<2	<2	2.2	～	3.3	2.7	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質B
三沢ビードルビーチ (三 沢 市)	開設前	<2	～	4	<2	1.8	～	4.9	3.2	7.8	7.9	>1	なし	-	水質B
折 腰 内 (中 泊 町)	開設前	<2	～	2	<2	1.1	～	2.2	1.6	7.9	8.1	>1	なし	-	水質AA
マ グ ア ビ ー チ (つ が る 市)	開設前	<2	～	6	<2	1.8	～	2.3	2.0	8.1	8.1	>1	なし	-	水質AA
かわうち・まりん・びーち (む つ 市)	開設前	<2	～	4	<2	1.9	～	6.4	2.9	7.8	8.0	全透	なし	-	水質B

資料：県環境保全課

表23 県内から選定された水浴場

選 定 区 分	名 称	所在地	概 要
日本の水浴場55選 〔平成10年3月 環境庁選定〕	せんじょうじきかいすいよくじょう 千畳敷海水浴場	深浦町	寛政の大地震で海底地盤が隆起してできた大きな量のような岩礁からなる特徴的な景観を有する水浴場であり、景勝地である千畳敷の造形美を楽しみながら遊泳できる、自然環境や景観に優れている水浴場である。
日本の水浴場88選 〔平成13年3月 環境省選定〕	おかざきかいがんかいすいよくじょう 岡崎海岸海水浴場	深浦町	海水浴場周辺の波は穏やかで、「日本の渚百選」にも選定されており、夕陽展望所、海洋性のウォータースライダー、天然海水プールなども併設されている優れた海水浴場である。
快水浴場百選 〔平成18年5月 環境省選定〕	はちのへし しらはまかいすいよくじょう 八戸市白浜海水浴場	八戸市	全国的にも貴重な鳴き砂の浜である。種差海岸遊歩道(延長5.2km)の中間地点に位置し、無料シャワー室も設置されているため、景勝地を散策しながらハイキング感覚で海水浴も楽しめる。また、安全対策のために監視船も配備されている。

表24 排水に係る基準

特定事業場から排出される排水については、一律に次の基準が適用されます。

ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場からの排水についてのみに適用されます。

1 有害物質

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1

（令和6年3月31日現在）

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度		
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	mg/L
シアン化合物	シアン	1	mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.1	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合	ほう素	10 mg/L
	海域に排出する場合	ほう素	230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合	ふっ素	8 mg/L
	海域に排出する場合	ふっ素	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
		100	mg/L
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L

(注) 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施

行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第2

(令和6年3月31日現在)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6 (ただし海域は5.0～9.0)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	(日間平均3,000個/cm ³)
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

- (注) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表25 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

(令和6年3月31日現在)

区分			水質汚濁防止法 特定事業場数	青森県公害防止条例 汚水関係工場数
市町村名				
市	1	青森市	535	7
	2	弘前市	524	6
	3	八戸市	329	9
	4	黒石市	147	
	5	五所川原市	255	1
	6	十和田市	502	3
	7	三沢市	82	
	8	むつ市	243	
	9	つがる市	209	
	10	平川市	173	1
小計			2,999	27
東津軽郡	11	平内町	35	0
	12	今別町	10	1
	13	蓬田村	4	0
	14	外ヶ浜町	22	0
小計			71	1
西津軽郡	15	鰺ヶ沢町	79	0
	16	深浦町	108	0
小計			187	0
中津軽郡	17	西目屋村	13	0
小計			13	0
南津軽郡	18	藤崎町	87	0
	19	大鰐町	91	0
	20	田舎館村	44	0
小計			222	0
区分			水質汚濁防止法 特定事業場数	青森県公害防止条例 汚水関係工場数
市町村名				
北津軽郡	21	板柳町	39	0
	22	鶴田町	87	0
	23	中泊町	65	0
小計			191	0
上北郡	24	野辺地町	46	0
	25	七戸町	84	1
	26	六戸町	47	0
	27	横浜町	32	0
	28	東北町	135	0
	29	六ヶ所村	80	0
	30	おいらせ町	63	1
	小計		487	2
下北郡	31	大間町	33	0
	32	東通村	37	0
	33	風間浦村	26	0
	34	佐井村	21	0
小計			117	0
三戸郡	35	三戸町	49	0
	36	五戸町	65	0
	37	田子町	44	0
	38	南部町	75	0
	39	階上町	41	0
	40	新郷村	29	0
小計			303	0
合計			4,590	30

水質汚濁防止法		青森県公害防止条例	
特定事業場数		汚水関係工場等数	
4,590		規制対象事業場数	
		30	14

(注) 規制対象事業場数とは排水量1日当たり50立方メートル以上の事業場数及び排水量1日当たり50立方メートル未満で有害物質使用特定事業場数の合計数

資料：県環境保全課

表26 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(令和5年度)

区分	管轄	設 局	置 出	使 用	構造等 変更 届出	氏名等 変更 届出	使用 廃止 届出	承 届	継 出	計
水質汚濁 防止法	県	26	0	22	65	36	5	154		
	青森市	8	0	1	12	6	1	28		
	八戸市	10	0	13	26	14	3	66		
	小計	44	0	36	103	56	9	248		
県公害防 止条例	県	0	0	0	1	2	0	3		
	青森市	0	0	0	1	1	0	2		
	八戸市	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	2	3	0	5		
計		44	0	36	105	59	9	253		

資料：県環境保全課

表27 特定事業場の排水基準不適合に係る指導状況

(令和5年度)

特定施設 番号	業 種 等	指導件数		
		県	青森市	八戸市
3	水産食料品製造業		3	
4	保存食料品製造業	1		
10	飲料製造業	1		
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	1		
12	動植物油脂製造業			1
18-2	冷凍調理食品製造業	1		
60	砂利採取業			1
66-3	旅館業	3		
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する ちゅう房施設		1	
66の6	飲食店	1		
72	し尿処理施設	4	1	
小 計		12	5	2
計		19		

資料：県環境保全課

表28 下水道終末処理場整備状況

(令和6年4月1日)

管理者名	処理場名	処理能力(m ³ /日、日最大)		流入水量 m ³ /日 (日最大)	放流水域
		事業計画	現況		
青 森 県	岩木川浄化センター	97,700	99,000	180,990	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	25,907	19,200	49,512	八戸第二工業港
青 森 市	十和田湖浄化センター	2,432	4,850	880	奥入瀬川
	八重田浄化センター	109,000	94,000	75,795	陸奥湾
弘 前 市	新田浄化センター	39,600	26,400	20,590	陸奥湾
	湯口浄化センター	1,100	1,100	1,393	岩木川水系棚内川
八 戸 市	百沢浄化センター	320	320	112	冷田川
	常盤野浄化センター	160	80	46	湯ノ沢川
五所川原市	東部終末処理場	62,000	45,100	47,897	八戸第一工業港
	五所川原市浄化センター	10,554	10,554	13,030	岩木川水系旧十川
十 和 田 市	相内地区浄化センター	700	700	147	相内川
	十和田下水処理場	22,180	22,180	13,280	奥入瀬川
三 沢 市	焼山浄化センター	656	656	94	奥入瀬川
	三沢市浄化センター	13,175	13,175	7,884	三沢川
む つ 市	むつ下水浄化センター	3,470	3,470	1,735	新田名部川
	大畑浄化センター	2,400	1,200	768	農業用排水路
	川内町浄化センター	1,640	1,640	525	川内川
	脇野沢浄化センター	900	900	385	辰内川
つ が る 市	木造浄化センター	3,040	3,040	2,723	中の川排水路
	富蒔浄化センター	1,300	1,300	532	農業用排水路
平 川 市	碓ヶ関浄化センター	1,500	1,500	885	農業用排水路
平 内 町	平内浄化センター	1,810	1,000	444	小湊川
外 ヶ 浜 町	平館浄化センター	1,100	1,100	204	陸奥湾
	三厩浄化センター	800	800	68	陸奥湾
鰺 ヶ 沢 町	蟹田浄化センター	1,000	500	309	陸奥湾
	鰺ヶ沢浄化センター	2,520	1,250	660	中村川
深 浦 町	岩崎浄化センター	410	410	232	泥川
鶴 田 町	鶴田浄化センター	3,260	2,070	1,377	沼堰排水路
七 戸 町	七戸浄化センター	1,100	1,100	654	高瀬川
	天間林浄化センター	1,400	1,400	527	農業用排水路
東 北 町	東北町浄化センター	1,800	1,800	838	高瀬川
	上北中央環境センター	1,800	1,800	1,077	高瀬川
六 ヶ 所 村	北部浄化センター	1,430	1,200	666	馬門川
	中部浄化センター	2,510	2,160	1,551	老部川
	南部浄化センター	1,010	1,100	767	高瀬川
	西部浄化センター	540	590	813	高瀬川
大 間 町	大間町浄化センター	2,000	2,000	960	大間川
東 通 村	東通村中地区浄化センター	620	620	590	田名部川
佐 井 村	佐井村浄化センター	650	650	146	大佐井川
三 戸 町	三戸浄化センター	2,200	1,400	515	現状水路
南 部 町	南部浄化センター	1,058	353	248	農業用排水路
	あかね団地排水処理場	400	900	370	農業用排水路
階 上 町	茨島浄化センター	1,275	1,275	591	野沢川
新 郷 村	戸来浄化センター	830	870	600	五戸川
	戸来浄化センター	830	870	560	五戸川

資料：県都市計画課

表29 青森県八戸工業用水道水質測定結果

(令和5年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 (℃)	平均	11.6	15.6	20.8	25.7	28.6	23.4	14.8	8.9	2	1.7	1.8	3.5	13.2
	最高	26	31.1	32.2	36.4	37.6	34.2	26	25.4	17.2	11.4	18.2	19	26.2
	最低	-0.7	3.2	11.6	17.9	21.9	12	4.5	-3.4	-8.9	-6.3	-4.7	-5.1	3.5
水 温 (℃)	平均	10.45	15.04	19.99	22.69	25.89	22.09	14.17	9.42	4.02	3.09	3.5	4.95	12.94
	最高	15.59	20.02	25.28	28.23	29.8	27.48	18.14	14.94	8.14	4.78	8.01	8.81	17.44
	最低	7.13	7.06	16.26	19.24	21.73	16.69	10.68	4.26	0.63	0.37	0.87	1.56	8.87
P H	平均	7.1	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5	7.5	7.4	7.3
	最高	7.4	7.4	7.3	7.2	7.4	7.3	7.3	7.6	7.6	7.6	7.7	7.5	7.4
	最低	7	7	7	6.9	6.8	6.6	7	7.1	7.3	7.3	7.3	7.2	7
濁 度 (ppm)	平均	7.2	9.7	9.6	12.4	27.3	18.6	6.9	6.1	6.9	4.9	10.4	13.2	11.1
	最高	36.9	61.6	89.5	62.9	474.8	265.4	20.8	40.6	45.6	19.9	58.5	131	109
	最低	3.4	3.2	3.4	4.1	3.5	4.2	3.2	2.3	3.1	2.7	2.8	3.6	3.3
酸消費量 (mg/ℓ)		24	26	39	36	43	40	40	42	27	35	34	32	35
全硬度 (mg/ℓ)		31	33	45	41	44	43	45	41	33	43	41	40	40
全蒸発残留物 (mg/ℓ)		80	120	90	60	70	50	120	90	110	100	80	110	90
塩化物イオン (mg/ℓ)		7	10	10	8	9	10	9	9	10	17	11	12	10
鉄 (mg/ℓ)		0.2	0.8	0.4	0.6	0.4	0.9	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4

(注) 1 気温・水温・PH・濁度…月平均

2 その他の項目…月1回測定

資料：県整備企画課

5 自 然 保 護

表30 自然公園内での規制行為に対する許可等の推移

公園別	公園名	年度						
		H29	30	R1	2	R3	4	5
国定公園	下北半島	19	21	23	23	35	40	31
	津 軽	117	87	96	105	109	99	109
県立 自然公園	浅虫夏泊	3	1	2	1	2	2	1
	大鰐碓ヶ 関温泉郷	1	2	4	1	3	3	0
	名久井岳	0	0	0	1	0	3	3
	芦野 池沼群	8	4	2	3	4	4	2
	黒石 温泉郷	0	3	1	1	2	0	0
	岩木高原	5	1	1	0	0	2	1
	津軽白神	17	9	9	9	8	7	7
	計	170	128	138	144	163	160	154

資料：表30～33 県自然保護課

表31 自然公園美化対策一覧表

委託事業 (令和5年度)			
自然公園名	委 託 先	委託料 (千円)	事 業 内 容
十和田八幡平 国立公園	一般社団法人 十和田湖 国立公園協会	878	車道及び歩道沿線、 園地等の清掃
下北半島 国定公園	むつ市	850	園地等の清掃
	東通村	370	〃
	佐井村	370	〃
津 軽 国定公園	外ヶ浜町	370	園地等の清掃
	つがる市	370	〃
	深浦町	739	〃
	弘前市	370	〃
	中泊町	370	〃
合計		4,687	

表32 自然公園保護対策一覧表

(令和5年度)

自 然 公 園 名	事 業 名	事 業 費	事 業 内 容
津軽国定公園	ベンセ湿原保全管理工事	757千円	立入防止柵改修

表33 世界遺産条約の概要

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目 的	国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておくとするものである。
概 要	世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。 事務局は、国連のユネスコに置かれている。 (ユネスコ：国際連合教育科学文化機関)
経 緯	1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国の1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。 我が国は、1992年6月30日に締約国となっており、2024年1月現在の加盟国数は195か国に達している。
世 界 遺 産 の 数	2024年1月現在、1,199の世界遺産が登録されている。 (自然遺産227件、文化遺産933件、文化及び自然遺産の複合遺産39件)
自 然 遺 産 の 定 義	○無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの ○地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの ○自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの
世界遺産委員会の 選定基準 (白神山地は、選定 基準のixに該当)	自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準(クライテリア)に該当することが必要である。 (vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含すること。〔自然景観〕 (viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的な又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。〔地形・地質〕 (ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であること。〔生態系〕 (x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとっても最も重要な自然の生息地を包含すること。〔生物多様性〕

表34 県自然環境保全地域等指定状況

区 分	名 称	面 積	所在地	指 定 年月日	概 要
県自然環境保全地域	然ヶ岳県自然環境保全地域	223.98 ha	鯨ヶ沢町	S51.10.14	ブナ・キタゴヨウ・ケヤキ等からなる優れた自然林と北方系の貴重な植物生育地
	丸屋形岳県自然環境保全地域	152.57	外ヶ浜町	S53.3.4	極相に近い裏日本の典型的なブナ林と「さい沼」のクロサンショウウオ、モリアオガエル等の生息地
	屏風岩県自然環境保全地域	12.61	弘前市	S53.3.4	露岩が屹立する特異な屏風岩の地形と、北方系の貴重な植物生育地
	座頭石県自然環境保全地域	4.47	弘前市	S53.3.4	古生代の岩からなる特異な岩壁地形と、アカマツの自然林
	戸来岳県自然環境保全地域	194.99	新郷村	S54.3.20	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに本県では希少
	猿ヶ森県自然環境保全地域	3.52	東通村	S54.3.20	クロマツ海岸砂防林の中に、百数十本のヒバ(ヒノキアスナロ)の埋没林が出現している特異な自然現象地
	燧岳県自然環境保全地域	225.57	むつ市・風間浦村	S55.3.31	大部分がミズナラ・ブナクラス域で、標高750m以上に亜高山帯植生が見られ、また学術的価値の高い自然環境地
	尾太岳県自然環境保全地域	271.28	西目屋村	S55.3.31	大部分がブナ林で極相を示している優れた天然林
	四ッ滝山県自然環境保全地域	141.18 ha	五所川原市・外ヶ浜町・中泊町	S55.3.31	ブナ林で覆われた良好な自然環境地で、学術的評価の高い地域
県開発規制地域	白萩平県開発規制地域	361.21	田子町	S50.7.12	シラスでできた台地で、広い草地とブナ・ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
	長野平県開発規制地域	341.24	田子町	S51.3.13	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地
	鷹森山県開発規制地域	197.00	青森市	S52.10.8	シラスでできた丘陵地で、クリ・コナラ林、スギ・カラマツ人工林等からなる良好な自然環境地
	雲谷沢県開発規制地域	207.00 ha	青森市	S52.10.8	八甲田山麓で青森市の水源地に当たり、ブナ、ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
県緑地保全地域	愛宕山県緑地保全地域	93.97	むつ市	S50.7.12	愛宕山大権現を祭る小山で、スギ、マツ、カエデの生い茂る良好な自然環境地
	玉松台緑地保全地域	1.88	蓬田村	S50.7.12	住民の憩いの場となっている丘で、草地と名松玉松等クロマツの大きな木と並ぶ良好な自然環境地
	大高山県緑地保全地域	7.83	鯨ヶ沢町	S50.7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマツ林からなる良好な自然環境地
	夜越山県緑地保全地域	99.37	平内町	S50.7.12	町の森林公園となっている夜越山麓で、アカマツ、クロマツ林等からなる良好な自然環境地
	天間県緑地保全地域	4.33	七戸町	S50.7.12	町の森林公園となっている谷間地で、ミズナラ、クルミ等の天然林からなる良好な自然環境地
	僧ヶ杜県緑地保全地域	65.54	七戸町	S50.7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている山地で、クリ・コナラ林等からなる良好な自然環境地
	小渡平県緑地保全地域	9.43	五戸町	S50.7.12	町の公園となっている丘で、草地とアカマツ・シラカバ等に囲まれた良好な自然環境地
	龍興山県緑地保全地域	17.15	八戸市	S51.3.13	龍興山神社を祭る小山で、参道のスギ・モミの大きな木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地
	愛宕県緑地保全地域	2.10	むつ市	S51.3.13	愛宕神社を祭る岬の台地で、ブナ・ミズナラ等の天然林からなる良好な自然環境地
	南部八幡県緑地保全地域	1.34 ha	南部町	S51.3.13	八幡宮を祭る高台で、スギ・ケヤキ・モミ等の巨木の茂る良好な自然環境地
計	23 地 域	2,639.56			

資料：県自然保護課

(令和6年3月31日現在)

地区別面積(ha)					保 全 対 象	保 全 対 象 の 具 体 的 内 容	
普通地区	特 別 地 区			国有地			公有地 私有地
	野生動植物 保 護 地 区	その他の 地 区	小計				
136.72	28.19 2.11	56.96	87.26	223.98		天 然 林 植 物 の 自 生 地	ブナ林、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、ミズシマミミナ グサ、ツガルミセバヤ、ミチノクサイシン
—	3.81	148.76	152.57	130.47	公22.10	天然林・野生動 物 の 生 息 地	ブナ林、ヒダリマキモノアラガイ、モリアオガエル、クロサ ンショウウオ
7.92	—	4.69	4.69		私12.61	地 形 植 物 の 自 生 地	数カ所にキレットをもつ岩壁地形、アオモリマンテマ、イ ブキジャコウソウ、アオノイワレンゲ、ニオイシダ
2.44	—	2.03	2.03		私4.47	地 形	アカマツと一体になった岩壁地形
—	3.78 0.91	190.30	194.99	194.99		天 然 林 植 物 の 自 生 地	ブナ林、イチイ、コメツツジ
—	—	3.52	3.52	3.52		特 異 な 自 然 現 象 地	ヒバ埋没林
—	—	225.57	225.57	225.57		天 然 林 植 物 の 自 生 地	ブナ林、ヒバ矮形－ミズゴケ群落、ミヤマナラーアカミノ イヌツゲ、ハナヒリノキ群落
—	—	271.28	271.28	271.28		天 然 林	ブナ林、コケモモ、コメツガ群落
—	—	141.18	141.18	141.18		天 然 林	ブナ林
(361.21)					私361.21		
(341.24)					私341.24		
(197.00)					公・私 197.00		
(207.00)					公・私 207.00		
(93.97)					私93.97		
(1.88)					公1.88		
(7.83)					公1.05 私6.78		
(99.37)					公99.37		
(4.33)					公4.33		
(65.54)					公65.54		
(9.43)					公9.43		
(17.15)					私17.15		
(2.10)					公2.00 私0.10		
(1.34)					私1.34		
147.08 (1,409.39)	38.8	1,044.29	1,083.09	1,190.99	1,448.57		

表35 鳥獣保護関係施設

(令和6年3月31日現在)

施 設	目 的	所 在 地	設置年月	規 模 等
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護 収容する。	平内町大字小湊字新道	昭和61年1月	木造モルタル平屋建 管理舎 30.24㎡ 治療舎 21.60㎡ 救護舎 86.40㎡ 水きん類放飼場 131.22㎡ 獣類放飼場 25.92㎡

資料：県自然保護課

表36 県内野生鳥獣関係天然記念物

(国 指 定)

(令和6年3月31日現在)

名 称	所在地又は 県内の主な生息地	指 定 年 月 日	特別天然記念物指定
小湊のハクチョウおよび その渡来地	東 津 軽 郡 平 内 町 青 森 市	大 正 1 1 年 3 月 8 日	昭和27年3月29日
カ モ シ カ	県 下 一 円	昭 和 9 年 5 月 1 日	昭和30年2月15日
下北半島のサルおよび サル生息北限地	む つ 市、下 北 郡	昭 和 4 5 年 1 1 月 1 1 日	
蕪島ウミネコ繁殖地	八 戸 市	大 正 1 1 年 3 月 8 日	
ク マ ゲ ラ	県 下 一 円	昭 和 4 0 年 5 月 1 2 日	
イ ヌ ワ シ	〃	〃	
オ ジ ロ ワ シ	〃	昭 和 4 5 年 1 月 2 3 日	
オ オ ワ シ	〃	〃	
コ ク ガ ン	〃	昭 和 4 6 年 5 月 1 9 日	
マ ガ ン	〃	昭 和 4 6 年 6 月 2 8 日	
ヒ シ ク イ	〃	〃	
ヤ マ ネ	〃	昭 和 5 0 年 6 月 2 6 日	

(県 指 定)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	備 考
十 三 湖 の 白 鳥	五 所 川 原 市	昭 和 3 5 年 3 月 2 6 日	
大 湊 湾 の 白 鳥	む つ 市	昭 和 3 5 年 6 月 2 4 日	
小川原湖のハクチョウ	上 北 沢 郡 市	昭 和 4 7 年 1 2 月 6 日	
藤 崎 の ハ ク チ ョ ウ	南 津 軽 郡 藤 崎 町	昭 和 5 1 年 1 月 2 6 日	

資料：県教育庁文化財保護課

6 大 気 汚 染

表37 大気汚染に係る環境基準

- (1) 大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）及び微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二 酸 化 窒 素	1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。	
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。 ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 （注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。
備考 - この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 - 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 - 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 - 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

- (2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件 （告示年月日）
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4）
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4、H30.11.19一部改正）
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4）
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20）
備考 - この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 - ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

表38 大気汚染常時監視自動測定局一覧

(令和5年度)

区分	市町村	測定局	測定項目						
			SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	HC	PM _{2.5}
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校※	○	○		○	○		
		甲田小学校※		○			○		○
		新城中央小学校※					○		
		旧大栄小学校※		○			○	○	
	弘前市	第一中学校		○		○	○		
	八戸市	八戸小学校※	○	○		○	○	○	
		八戸特別地域気象観測所※	○	○			○		
		根岸小学校※	○	○			○		○
		桔梗野小学校※	○	○			○		
	黒石市	スポカルイン黒石		○			○		
	五所川原市	五所川原第三中学校		○			○		○
	十和田市	三本木中学校		○			○		
	三沢市	岡三沢町内会館		○			○		
ガ自 ス動 測車 定排 局出	むつ市	苫生小学校		○		○	○		
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	○	○		○	○	○	
	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸				○			
	青森市	橋本小学校※		○	○		○	○	
	弘前市	文京小学校		○	○		○	○	○
	八戸市	六日町※		○	○		○	○	○

(注) 1 SO₂: 二酸化硫黄、NO_x: 窒素酸化物、CO: 一酸化炭素、O_x: 光化学オキシダント、SPM: 浮遊粒子状物質、HC: 炭化水素、PM_{2.5}: 微小粒子状物質

2 ※青森市内に設置の一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局の計5局については、青森市が測定実施
大栄小学校局は、平成28年4月に自動車排出ガス測定局から一般環境大気測定局に変更

3 ※八戸市内に設置の一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局の計5局については、八戸市が測定実施

資料: 県環境保全課

表39 二酸化硫黄測定結果

(令和5年度)

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1 最 高 値 の 1 時 間 値 の 2 日 % 平 均 値 の 外 値 の	2 日 % 平 均 値 の 外 値 の	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数	環境基準適合状況
					(時間)	(%)	(日)	(%)				(日)	(長期的評価)
青森市	堤小学校	364	8,715	0.001	0	0	0	0	0.004	0.002	○	0	○
八戸市	八戸小学校	365	8,722	0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○	0	○
	八戸特別地域気象観測所	365	8,723	0.001	0	0	0	0	0.017	0.002	○	0	○
	根岸小学校	359	8,650	0.001	0	0	0	0	0.031	0.004	○	0	○
	桔梗野小学校	365	8,720	0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	0	○
六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	365	8,719	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0	○

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料: 県環境保全課

表40 窒素酸化物測定結果

(令和5年度)

測定局区分	市町村	測定局	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)						窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1 最 高 値 の	年平均値	1 最 高 値 の	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 最 高 値 の	有効測定日数	98%値評価 による日平均 値が 0.06ppmを 超えた日数	年平均値 98% 値の	年平均値 98% 値の	年平均値 (NO+ NO ₂)
一 般 環 境 大 気 測 定 局	青 森 市	堤 小 学 校	366	8,727	0.001	0.059	0.007	0.040	0	0	0	0	0	0	0.016	0	0.022
			366	8,729	0.001	0.070	0.008	0.039	0	0	0	0	0	0	0.014	0	0.019
		旧 大 栄 小 学 校	366	8,726	0.001	0.046	0.003	0.029	0	0	0	0	0	0	0.008	0	0.011
		第 一 中 学 校	365	8,723	0.001	0.070	0.005	0.046	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0.021
	八 戸 市	八 戸 小 学 校	342	8,119	0.001	0.096	0.004	0.042	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0.019
			365	8,720	0.002	0.072	0.006	0.050	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0.019
		八 戸 特 別 地 域 気 象 観 測 所	365	8,720	0.002	0.072	0.006	0.050	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0.019
		根 岸 小 学 校	365	8,721	0.002	0.083	0.006	0.041	0	0	0	0	0	0	0.013	0	0.020
	黒 石 市	桔 梗 野 小 学 校	365	8,721	0.000	0.023	0.002	0.036	0	0	0	0	0	0	0.010	0	0.012
		ス ポ カ ル イ ン 黒 石	365	8,723	0.001	0.088	0.004	0.039	0	0	0	0	0	0	0.010	0	0.013
測 定 局	五 所 川 原 市	五 所 川 原 第 三 中 学 校	365	8,717	0.000	0.013	0.001	0.030	0	0	0	0	0	0	0.007	0	0.008
		三 本 木 中 学 校	365	8,721	0.000	0.024	0.002	0.034	0	0	0	0	0	0	0.008	0	0.009
		岡 三 沢 町 内 会 館	365	8,724	0.001	0.039	0.003	0.047	0	0	0	0	0	0	0.010	0	0.012
		苦 生 小 学 校	366	8,722	0.001	0.065	0.004	0.041	0	0	0	0	0	0	0.010	0	0.014
	青 森 市	六 ヶ 所 村 尾 敷	365	8,720	0.001	0.066	0.003	0.040	0	0	0	0	0	0	0.006	0	0.007
		橋 本 小 学 校	350	8,465	0.002	0.068	0.008	0.044	0	0	0	0	0	0	0.019	0	0.026
		文 京 小 学 校	365	8,722	0.002	0.045	0.007	0.037	0	0	0	0	0	0	0.014	0	0.021
		六 日 町	365	8,721	0.008	0.248	0.019	0.081	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.039
	自 動 車 排 出 分 割 測 定 局	八 戸 市	365	8,721	0.008	0.248	0.019	0.081	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.039
		八 戸 市	365	8,721	0.008	0.248	0.019	0.081	0	0	0	0	0	0	0.021	0	0.039

(注) 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
資料：県環境保全課

表41 光化学オキシダント測定結果

(令和5年度)

市町村	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
青森市	堤小学校	356	5,299	0.024	6	43	0	0	0.078	0.034
弘前市	第一中学校	366	5,433	0.035	17	124	0	0	0.083	0.043
八戸市	八戸小学校	357	5,267	0.030	6	33	0	0	0.072	0.038
むつ市	苫生小学校	366	5,441	0.036	18	88	0	0	0.081	0.043
六ヶ所村	六ヶ所村尾駸	366	5,444	0.036	15	68	0	0	0.079	0.043
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	366	5,439	0.035	15	72	0	0	0.079	0.043

(注) 昼間とは5時から20時までの時間をいう。

資料：県環境保全課

表42 一酸化炭素測定結果

(令和5年度)

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
青森市	橋本小学校	363	8,665	0.2	0	0	0	0	1.1	0.3	○	0
弘前市	文京小学校	365	8,722	0.0	0	0	0	0	2.1	0.1	○	0
八戸市	六日町	345	8,303	0.3	0	0	0	0	2.0	0.4	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課

表43 浮遊粒子状物質測定結果

(令和5年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	366	8,783	0.008	0	0	0.125	0.024	○	0
		甲田小学校	325	7,824	0.009	0	0	0.114	0.025	○	0
		新城中央小学校	366	8,768	0.009	0	0	0.107	0.026	○	0
		旧大栄小学校	366	8,763	0.009	0	0	0.115	0.025	○	0
	弘前市	第一中学校	362	8,701	0.008	0	0	0.126	0.027	○	0
	八戸市	八戸小学校	363	8,736	0.007	0	0	0.129	0.029	○	0
		八戸特別地域気象観測所	363	8,729	0.011	0	0	0.196	0.031	○	0
		根岸小学校	363	8,735	0.011	0	0	0.115	0.030	○	0
		桔梗野小学校	363	8,737	0.010	0	0	0.176	0.032	○	0
	黒石市	スポカルイン黒石	363	8,728	0.006	0	0	0.113	0.022	○	0
	五所川原市	五所川原第三中学校	354	8,553	0.017	0	0	0.177	0.038	○	0
	十和田市	三本木中学校	362	8,711	0.015	0	0	0.130	0.032	○	0
	三沢市	岡三沢町内会館	364	8,739	0.009	0	0	0.146	0.033	○	0
	むつ市	苦生小学校	364	8,740	0.008	0	0	0.157	0.025	○	0
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	363	8,744	0.013	0	0	0.122	0.040	○	0
ガス自動車測定排出局	青森市	橋本小学校	362	8,735	0.009	0	0	0.110	0.026	○	0
	弘前市	文京小学校	362	8,710	0.011	0	0	0.118	0.030	○	0
	八戸市	六日町	363	8,739	0.010	0	0	0.115	0.030	○	0

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課

表44 非メタン炭化水素測定結果

(令和5年度)

測定局区分	市町村	測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
一般環境大気測定局	青森市	旧大学栄校	8,644	0.02	0.02	359	0.22	-0.03	1	0.3	0	0.0
	八戸市	八小戸校	8,595	0.10	0.10	360	0.34	0.01	6	1.7	1	0.3
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	8,707	0.05	0.06	366	0.48	0.02	3	0.8	3	0.8
ガス自動車測定排出局	青森市	橋本校	8,394	0.04	0.05	350	0.24	-0.09	2	0.6	0	0.0
	弘前市	文京校	8,695	0.05	0.05	364	0.27	0.00	3	0.8	0	0.0
	八戸市	六日町	8,598	0.13	0.11	361	1.61	0.04	6	1.7	3	0.8

資料：県環境保全課

表45 メタン及び全炭化水素測定結果

(令和5年度)

測定局区分	市町村	測定局	メ タ ン						全 炭 化 水 素					
			測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6 3 ～ 9 時 間 値		測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6 3 ～ 9 時 間 値	
							最高値	最低値					最高値	最低値
(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)			
大気一般環境測定局	青森市	旧小学校	8,644	1.99	1.99	359	2.40	1.62	8,644	2.01	2.02	359	2.42	1.60
	八戸市	八小 戸小学校	8,595	1.94	1.95	360	2.24	0.00	8,595	2.05	2.05	360	2.41	0.01
	六ヶ所村	六ヶ所村 尾敷	8,707	1.98	1.99	366	2.10	1.84	8,707	2.03	2.04	366	2.47	1.90
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	8,397	2.00	2.00	350	2.12	1.87	8,394	2.04	2.05	350	2.35	1.87
	弘前市	文京小学校	8,695	2.01	2.01	364	2.14	1.87	8,695	2.05	2.07	364	2.31	1.90
	八戸市	六日町	8,598	2.01	2.00	361	2.24	0.00	8,598	2.14	2.11	361	2.41	0.36

資料：県環境保全課

表46 微小粒子状物質測定結果

(令和5年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の割合
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
一般環境大気測定局	青森市	甲田小学校	329	10.4	20.9	1	0.3
	八戸市	根岸小学校	363	7.3	19.3	0	0.0
	五所川原市	五所川原第三中学校	355	7.4	20.6	1	0.3
自動車排出ガス測定局	弘前市	文京小学校	356	7.4	20.4	1	0.3
	八戸市	六日町	355	7.9	20.9	0	0.0

資料：県環境保全課

表47 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

(令和5年度)

測定対象物質	測定値<年平均値>					環境基準 (指針値 ^{※4}) <年平均値>	単位
	一般環境			発生源周辺	沿道		
	堤小学校局 ^{※1}	第一中学校局	八戸小学校局 ^{※2}	根岸小学校局 ^{※3}	橋本小学校局 ^{※1}		
ベンゼン	0.34	0.52	0.57	—	0.32	3以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	0.019	0.004	0.012	—	—	130以下	
テトラクロロエチレン	0.033	0.005	0.022	—	—	200以下	
ジクロロメタン	0.6	0.54	0.48	—	—	150以下	
アクリロニトリル	0.016	0.0009	0.021	0.027	—	(2以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0071	0.0024	0.0058	—	—	(10以下)	
クロロホルム	0.07	0.094	0.14	0.2	—	(18以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.08	0.055	0.13	—	—	(1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.037	0.035	0.028	—	0.036	(2.5以下)	
酸化エチレン	0.047	0.057	0.034	0.046	—	—	
アセトアルデヒド	0.94	1.3	0.92	—	0.95	(120以下)	
ホルムアルデヒド	1.8	2.8	1.7	—	1.9	—	
塩化メチル	1	1.1	1.3	—	—	(94以下)	
トルエン	0.97	1.3	1	—	1.0	—	
ベンゾ[<i>a</i>]ピレン	0.043	0.071	0.100	—	0.047	—	ng/m^3
ニッケル化合物	2.8	0.79	4.7	2.4	—	(25以下)	
バリウム及びその化合物	0.046	0.036	0.022	—	—	—	
マンガン及びその化合物	21	20	46	12	—	(140以下)	
クロム及びその化合物	5	1.6	18	4.1	—	—	
ヒ素及びその化合物	1.5	1.1	0.94	0.8	—	(6以下)	
水銀及びその化合物	1.7	1.3	2	1.9	—	(40以下)	

(注) 単位 μg (マイクログラム) = 100万分の1グラムのこと (10^{-6}g)
 ng (ナノグラム) = 10億分の1グラムのこと (10^{-9}g)

※1 堤小学校局及び橋本小学校局における調査は、青森市が実施

※2 八戸小学校局における調査は、八戸市が実施

※3 根岸小学校局における調査は、環境省が実施

※4 大気の汚染に係る指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。

資料：県環境保全課

表48 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分 市町村名			大 気 汚 染 防 止 法				青 森 県 公 害 防 止 条 例			
			ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
			施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数
市	1	青 森 市	622	295	133	29	9 (9)	9 (9)	151	31 (11)
	2	弘 前 市	270	133	95	16	1 (0)	1 (1)	47	13 (4)
	3	八 戸 市	500	231	436	35	4 (4)	4 (4)	281	34 (10)
	4	黒 石 市	45	23	101	5	1 (0)	1 (1)	71	3 (0)
	5	五所川原市	82	44	7	6	2 (0)	2 (2)	14	8 (5)
	6	十和田市	135	62	22	7	2 (0)	2 (1)	30	11 (7)
	7	三 沢 市	116	37	4	3	1 (0)	1 (0)	8	4 (2)
	8	む つ 市	122	61	17	11	2 (0)	2 (2)	21	10 (2)
	9	つ が る 市	59	34	21	18	2 (0)	2 (2)	26	12 (6)
	10	平 川 市	40	26	6	4	0 (0)	0 (0)	4	2 (0)
小 計			1,991	946	842	134	24 (13)	24 (22)	653	128 (47)
東津軽郡	11	平 内 町	25	15	51	1	0 (0)	0 (0)	27	2 (1)
	12	今 別 町	2	1	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
	13	蓬 田 村	4	4	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
	14	外ヶ浜町	19	12	1	1	0 (0)	0 (0)	1	1 (1)
小 計			50	32	52	2	0 (0)	0 (0)	28	3 (2)
西津軽郡	15	鰺ヶ沢町	24	16	8	3	0 (0)	0 (0)	13	4 (2)
	16	深 浦 町	14	10	30	3	0 (0)	0 (0)	25	2 (0)
小 計			38	26	38	6	0 (0)	0 (0)	38	6 (2)
中津軽郡	17	西 目 屋 村	10	6	38	2	0 (0)	0 (0)	9	2 (0)
小 計			10	6	38	2	0 (0)	0 (0)	9	2 (0)
南津軽郡	18	藤 崎 町	31	20	4	2	0 (0)	0 (0)	11	3 (1)
	19	大 鰐 町	25	15	18	1	0 (0)	0 (0)	24	2 (1)
	20	田 舎 館 村	10	7	2	2	1 (0)	1 (0)	0	0 (0)
小 計			66	42	24	5	1 (0)	1 (0)	35	5 (2)
北津軽郡	21	板 柳 町	15	8	2	2	0 (0)	0 (0)	5	2 (0)
	22	鶴 田 町	9	6	2	2	0 (0)	0 (0)	6	3 (1)
	23	中 泊 町	21	10	1	1	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
小 計			45	24	5	5	0 (0)	0 (0)	11	5 (1)
上北郡	24	野 辺 地 町	33	18	8	3	0 (0)	0 (0)	5	2 (1)
	25	七 戸 町	40	19	24	5	0 (0)	0 (0)	15	3 (2)
	26	六 戸 町	15	11	8	5	0 (0)	0 (0)	39	7 (5)
	27	横 浜 町	9	5	16	3	6 (0)	1 (0)	20	4 (2)
	28	東 北 町	31	14	3	3	0 (0)	0 (0)	9	4 (2)
	29	六ヶ所村	81	27	51	13	0 (0)	0 (0)	37	7 (5)
	30	おいらせ町	42	21	1	1	0 (0)	0 (0)	2	1 (0)
小 計			251	115	111	33	6 (0)	1 (0)	127	28 (17)
下北郡	31	大 間 町	15	9	32	7	0 (0)	0 (0)	5	3 (0)
	32	東 通 村	13	7	15	7	0 (0)	0 (0)	13	3 (0)
	33	風 間 浦 村	1	1	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
	34	佐 井 村	5	4	0	0	0 (0)	0 (0)	2	1 (1)
小 計			34	21	47	14	0 (0)	0 (0)	20	7 (1)
三戸郡	35	三 戸 町	18	10	4	2	3 (0)	3 (3)	14	3 (2)
	36	五 戸 町	39	22	9	6	0 (0)	0 (0)	29	5 (2)
	37	田 子 町	9	7	11	2	9 (0)	9 (7)	18	3 (1)
	38	南 部 町	27	16	0	0	4 (0)	4 (4)	2	1 (1)
	39	階 上 町	14	7	2	2	2 (0)	2 (2)	5	2 (1)
	40	新 郷 村	2	2	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
小 計			109	64	26	12	18 (0)	18 (16)	68	14 (7)
計			2,594	1,276	1,183	213	49 (13)	44 (38)	989	198 (79)

(注) 1 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。

2 県条例対象施設のみを設置する工場・事業場数は、()書とした。

資料：県環境保全課

表49 電気事業法等に基づく施設設置状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市町村名	電気事業法							ガス事業法		鉱山保安法				
	ばい煙発生施設					一般粉じん発生施設		ばい煙発生施設		ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		
	ボイラー	廃棄物 焼却炉	ディーゼル発電機	ガ ス ター ビン	ガス機関	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	ボイラー	ディーゼル発電機	乾燥炉	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	破砕機・ 摩砕機	ふるい
青森市	0(0)	0	122(96)	27(25)	5(3)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	1(1)	7(1)	3(1)	1(1)
弘前市	0(0)	0	33(24)	10(9)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
八戸市	10(5)	0	101(47)	21(18)	2(2)	1(1)	4(1)	4(2)	4(1)	1(1)	3(1)	2(1)	1(1)	5(1)
黒石市	0(0)	0	4(3)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
五所川原市	0(0)	0	13(9)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
十和田市	0(0)	0	14(12)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
三沢市	0(0)	0	26(14)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
むつ市	0(0)	0	32(20)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
つがる市	0(0)	0	7(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平川市	1(1)	0	8(7)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平内町	0(0)	0	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
今別町	0(0)	0	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
蓬田町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
外ヶ浜町	0(0)	0	1(1)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鰯ヶ沢町	0(0)	0	3(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
深浦町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
西目屋村	0(0)	0	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
藤崎町	0(0)	0	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
大鰐町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
田舎館村	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
板柳町	0(0)	0	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鶴田町	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中泊町	0(0)	0	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
野辺地町	0(0)	0	4(4)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
七戸町	0(0)	0	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
六戸町	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
横浜町	0(0)	0	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
東北町	0(0)	0	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
六ヶ所村	0(0)	0	28(13)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
おいらせ町	0(0)	0	3(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
大間町	2(1)	0	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
東通村	2(1)	0	14(8)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(1)	105(1)	7(1)	18(1)
風間浦村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
佐井村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
三戸町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
五戸町	0(0)	0	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
田子町	0(0)	0	4(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
南部町	0(0)	0	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
階上町	0(0)	0	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
新郷村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	15(8)	0	462(303)	81(72)	8(6)	1(1)	4(1)	7(3)	4(1)	1(1)	9(4)	114(3)	11(3)	24(3)

注：()内は、工場・事業場数である。

資料：県環境保全課

表50 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(令和5年度)

区分			項目	設置届出 (施設)	使用届出 (施設)	変更届出 (施設)	氏名変更 (工場・事業場)	廃止届出 (施設)	承継届 (工場・事業場)	計
大気汚染 防止法	ばい煙発生施設	県		38	0	14	77	78	9	216
		青森市		10	0	3	22	11	0	46
		八戸市		5	0	3	24	23	1	56
		小計		53	0	20	123	112	10	318
	一般粉じん発生施設	県		14	0	5	8	147	1	175
		青森市		1	0	0	1	1	0	3
		八戸市		2	0	0	2	39	0	43
		小計		17	0	5	11	187	1	221
	水銀排出施設	県		0	0	5	3	0	0	8
		青森市		0	0	0	0	0	0	0
		八戸市		0	0	0	0	0	0	0
		小計		0	0	5	3	0	0	8
青森県 公害防止 条例	ばい煙関係施設	県	2 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	3 (0)	0 (0)		11
		青森市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)		2
		八戸市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		1
		小計	2 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	5 (0)	1 (0)		14
	粉じん関係施設	県	1	0	3	8	68	1		81
		青森市	0	0	0	0	1	0		1
		八戸市	0	0	0	2	38	0		40
		小計	1	0	3	10	107	1		122
	計			73	0	33	154	411	13	683

(注) 県公害防止条例に基づく工場・事業場数のうち、法と条例の両方の対象となる工場・事業場数は、() 書とした。

資料：県環境保全課

表51 発生源監視測定局項目一覧表

(令和6年3月31日現在)

測定局名	対象施設名及び 施設数	測定項目					
		二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素 濃度	発電量	排出 ガス量	燃料 使用量
東北電力㈱八戸火力発電所	ガスタービン (1)		1	1	1	1	1
大平洋金属㈱八戸製造所	煅焼炉 (3)	3				3	
	ディーゼル機関 (1)	1	1	1		1	1
三菱製紙㈱八戸工場	ボイラー (7)	7	7	7		7	6
八戸セメント㈱	セメント焼成炉 (1)	1	1	1		1	
八戸製錬㈱八戸製錬所	焼結炉 (1)	1				1	
八戸バイオマス発電所	ボイラー (1)	1	1	1		1	1
八戸エコエネルギー発電所	ボイラー (1)	1	1	1		1	1

(注) () は施設数

資料：県環境保全課

7 悪 臭

表52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位:ppm)

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

資料：県環境保全課

表53 発生源別悪臭苦情件数

発生源区分	焼却 (施設)	産業用機械作動	産業排水	流出・漏洩	工事・建設作業	飲食店営業	移動発生源 (自動車運行)	廃棄物投棄	家庭生活 (機器)	家庭生活 (ペット)	家庭生活 (その他)	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	合計
									注1		注2					
苦情件数	1	3	3	3	0	3	0	0	0	10	10	9	1	10	1	54

注1 近隣住宅の空調・音響等機器によるもの

注2 近隣住宅の浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの

資料：公害等調整委員会事務局「令和4年度公害苦情調査」より県環境政策課作成

表54 悪臭規制地域の指定状況

(令和6年3月31日現在)

年 月 日	指 定 市 町 村 名
昭和48年 3月 1日	大鰐町、東北町、大間町、(平賀町)、六戸町、三戸町、田子町、(福地村)、(碓ヶ関村)、階上町、(森田村)
昭和48年12月22日	鰻ヶ沢町、鶴田町、(浪岡町)、(百石町)、横浜町、田舎館村
昭和52年 4月28日	(下田町)
昭和55年 3月27日	(名川町)
昭和59年 3月 3日	(常盤村)、(金木町)
平成 2年 3月22日	(木造町)
平成 3年 3月29日	(大畑町)、野辺地町、(蟹田町)、(十和田湖町)、(天間林村)、六ヶ所村、(倉石村)
平成 4年 3月30日	平内町、深浦町、(中里町)、七戸町、(上北町)、蓬田村、(南郷村)
平成 5年 3月29日	(岩木町)、板柳町、五戸町、(柏村)、(車力村)、(市浦村)、風間浦村
平成 6年 3月18日	今別町、藤崎町、(尾上町)、(川内町)、(相馬村)、東通村
平成 8年 4月 1日	(平館村)
平成17年 3月31日 ※	八戸市
平成18年10月 1日 ※	青森市
平成24年 4月 1日 ※	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市
平成24年 4月 2日 ※	三沢市
規制地域が指定されている市町村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰻ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町
合 計	37市町村(10市22町5村)

※各市が悪臭規制地域を指定。(最初の指定は昭和48年3月1日に指定)

(注) ()は市町村合併に伴い名称変更

資料：県環境保全課

1 青森県及び9市

(昭和48年3月1日青森県告示第121号)

(平成24年4月1日弘前市告示第121号)

(平成17年3月31日八戸市告示第108号)

(平成24年4月1日黒石市告示第68号)

(平成24年4月1日五所川原市告示第32号)

(平成24年4月1日十和田市告示第152号)

(平成24年4月2日三沢市告示第30号)

(平成24年4月1日むつ市告示第48号)

(平成24年4月1日つがる市告示第56号)

(平成24年4月1日平川市告示第31号)

- (1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

表52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

- (2) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 流量(Nm³/時)

H_e : 補正された排出口の高さ(m)

C_m : 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値(ppm)

ただし、H_eが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

資料 : 県環境保全課

(3) 事業場の敷地外における規制基準(排水水)

表55 悪臭規制基準

特定悪臭物質名	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

(注) Q : 排水水量 (m³/s) (単位 : mg/L)

2 青森市

(平成24年4月1日青森市告示第102号)

- (1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

臭気指数10

- (2) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

事業場の敷地境界における規制基準臭気指数10を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2により算出される臭気排出強度若しくは臭気指数

- (3) 事業場の敷地外における規制基準(排水水)

臭気指数26

(青森市の臭気指数規制について)

臭気指数は、工場・事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で順次希釈し、嗅覚検査に合格した6名がそのにおいを順次かぎ、においのしなくなったときの希釈倍率(臭気濃度)から算出する。

$$\text{臭気指数} = 10 \times 10^g \quad (\text{臭気濃度})$$

表56 飼養戸数、頭羽数（県計）の推移

（単位：戸、頭、千羽）

調査年月	乳 用 牛		肉 用 牛		豚		採 卵 鶏		ブロイラー	
	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数
H13. 2	400	18,400	1,530	54,700	280	369,800	60	5,884	50	4,617
H14. 2	380	18,000	1,510	56,300	260	369,600	50	5,988	46	4,492
H15. 2	360	17,800	1,480	57,600	240	380,100	50	6,098	57	5,160
H16. 2	350	17,300	1,450	56,700	216	389,300	45	5,711	54	5,080
H17. 2	324	16,700	1,360	56,500	216	389,300	—	—	53	5,060
H18. 2	319	16,500	1,340	57,900	191	377,500	38	4,755	60	5,809
H19. 2	311	15,800	1,330	60,100	182	386,400	38	4,828	56	5,861
H20. 2	306	15,100	1,310	60,200	171	402,800	31	4,624	53	5,699
H21. 2	301	14,400	1,310	61,800	163	386,600	29	4,910	58	6,105
H22. 2	284	13,900	1,330	62,400	—	—	—	—	—	—
H23. 2	269	13,500	1,220	58,900	134	395,800	30	6,165	—	—
H24. 2	262	13,400	1,130	58,200	127	402,400	30	6,301	—	—
H25. 2	239	12,900	1,110	58,300	114	388,500	29	6,439	66	6,910
H26. 2	226	12,500	1,050	57,000	107	381,800	29	6,514	66	6,844
H27. 2	219	11,600	1,020	55,000	—	—	—	—	—	—
H28. 2	204	11,500	973	55,700	86	362,100	28	6,588	68	7,117
H29. 2	194	11,100	942	55,400	82	348,800	28	7,359	68	7,288
H30. 2	187	11,300	886	55,900	79	359,500	28	7,549	67	7,018
H31. 2	186	11,700	827	53,500	73	351,800	27	7,943	64	6,943
R 2. 2	172	11,800	824	53,700	—	—	—	—	—	—
R 3. 2	165	12,000	792	53,400	63	352,700	27	7,734	64	7,087
R 4. 2	156	12,200	763	54,600	60	358,600	25	6,497	63	8,058
R 5. 2	147	12,400	726	57,100	52	356,300	23	5,393	60	6,905
R 6. 2	136	11,100	688	55,500	48	334,800	24	6,540	59	7,639
一戸当たり頭羽数 (R6. 2)	青森	81.6	青森	80.7	青森	6,975.0	青森	204.3	青森	129.5
	全国	110.3	全国	73.2	全国	2,810.9	全国	79.1	全国	70.7

(注)採卵鶏の戸数は1,000羽以上、ブロイラーの戸数は3,000羽以上の飼養者

資料：畜産統計

8 騒音・振動

表57 自動車騒音常時監視結果

(令和5年度)

市名	路線名	測定年月日	車線数	評価 区間 延長 (Km)	測定地点	測定 地点 の 環境 基準 類型	測定結果 (dB)		評価 対象 戸数 (戸) a =b+c+d+e	昼間・夜間 とも基準値 以下の戸数 (戸) b ()は割合%	昼間のみ 基準値 以下の戸数 (戸) c ()は割合%	夜間のみ 基準値 以下の戸数 (戸) d ()は割合%	昼間・夜間 とも基準値 超過の戸数 (戸) e ()は割合%
							昼間	夜間					
青森市	一般国道4号	11/21～11/22	2	2.2	久栗坂浜田	B	66	62	58 (100)	58 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	一般国道7号	12/5～12/6	7	0.9	千刈一丁目	C	67	61	325 (99)	323 (99)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
〃	青森田代十和田線	12/4～12/5	2	2.1	幸畑唐崎	A	66	57	295 (100)	295 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	荒川青森停車場線	12/4～12/5	4	0.4	荒川柴田	B	69	65	41 (98)	40 (98)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
〃	久栗坂造道線	11/21～11/22	2	1.1	久栗坂山辺	B	61	54	179 (100)	179 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	青森港線	12/5～12/6	7	0.4	本町三丁目	C	58	50	92 (100)	92 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
弘前市	一般一般国道7号－3	10/24	4	1.1	末広一丁目	C	70	65	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鯉ヶ沢線－1	11/8	4	0.9	百石町	C	65	56	285 (100)	284 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鯉ヶ沢線－3	10/26	2	0.9	代官町	C	63	56	309 (100)	309 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鯉ヶ沢線－5	10/26	2	2	駒越町	C	63	54	239 (100)	239 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
〃	弘前平賀線－1	11/21	4	0.6	品川町	B	63	55	271 (100)	271 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	松木平撫牛子停車場線－1	10/31	2	3	小比内四丁目	A	61	50	478 (100)	478 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	城東線	10/24	4	1.3	稲田二丁目	B	61	50	370 (100)	370 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
八戸市	妙売市線	12/21～12/22	2	0.4	新井田字横町	A	63	54	45 (100)	45 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	一般国道104号	12/21～12/22	2	1.8	根城五丁目	B,C	59	51	244 (100)	244 (100)	6 (2)	0 (0)	1 (0)
〃	一般国道45号線	12/21～12/22	4	0.6	下永一丁目	B	69	62	103 (100)	103 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	白銀沼館環状線	12/21～12/22	4	1.2	長者三丁目	B,C	64	57	307 (100)	307 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	長苗代八太郎線	12/21～12/22	4	2.3	石堂一丁目	B,C	62	53	552 (100)	552 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
黒石市	吹上金屋黒石線	10/24	2	0.5	長崎一丁目	A	65	54	43 (65)	28 (65)	0 (0)	0 (0)	15 (35)
〃	大鰐浪岡線－2	11/14	2	1.6	富士見	C	62	49	20 (100)	20 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	黒石停車場線	11/14	2	0.6	乙徳兵衛町	C	66	63	109 (100)	109 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
五所川原市	一般国道339号－1	11/1～11/2	2	0.7	大字湊字千鳥	B	61	51	69 (100)	69 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	蒔田五所川原線－2	11/1～11/2	2	0.2	字柏原町	C	58	50	49 (100)	49 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
十和田市	一般国道102号	11/13～11/14	2	1.8	東三番町	B	68	60	123 (100)	123 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	三沢十和田線	11/13～11/14	2	0.5	三本木	C	67	61	27 (100)	27 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三沢市	八戸野辺地線－1	11/13	2	2	大町二丁目	B	64	57	275 (100)	275 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	三沢十和田線－1	11/13	2	2.8	下久保三丁目	B	68	60	246 (100)	246 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	一般国道279号（バイパス）	11/14	2	2.7	新町	C	43	30	252 (100)	252 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	むつ恐山公園大畑線	11/14	2	1.2	小川町二丁目	A	32	25	138 (100)	138 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	赤川下北停車場線	11/14	2	1.2	下北町	B	38	28	36 (100)	36 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平川市	町居平賀停車場線	10/3	2	2.3	町居南田	なし	64	55	83 (100)	83 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	小国本町線	10/3	2	15.4	新館藤山	なし	63	53	109 (100)	109 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	32 路 線			56.7					5,777 (99.7)	5,758 (99.7)	6 (0)	2 (0.0)	19 (0.3)

(注) 1 割合は四捨五入により表示しているため、合計が100%にならない場合がある。

2 測定は、各市が実施。

資料：表57～表62 県環境保全課

表58 航空機騒音測定結果（青森空港）

（令和5年度）

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	青森市金沢地区	Ⅱ	62	11 / 7 ~ 11 / 13	48	青森市
2	青森市高田地区1	Ⅱ	62	10 / 27 ~ 11 / 2	49	
3	青森市高田地区2	Ⅱ	62	9 / 30 ~ 10 / 6	39	
4	青森市小館地区	Ⅱ	62	10 / 19 ~ 10 / 25	44	
5	青森市野沢地区	Ⅱ	62	10 / 11 ~ 10 / 17	49	
6	青森市浪岡相沢地区	Ⅱ	62	11 / 15 ~ 11 / 21	48	
7	青森市浪岡王余魚沢地区	Ⅱ	62	9 / 22 ~ 9 / 28	42	

表59 航空機騒音測定結果（八戸飛行場）

（令和5年度）

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	八戸市市川地区	Ⅰ	57	7 / 25 ~ 8 / 7	46	八戸市
2	八戸市河原本地区	Ⅰ	57	6 / 7 ~ 6 / 20	37	
3	八戸市尻内地区	Ⅱ	62	5 / 23 ~ 6 / 5	34	
4	五戸町上市川地区	Ⅱ	62	10 / 14 ~ 10 / 27	41	環境保健センター

表60 航空機騒音測定結果（三沢飛行場）

（令和5年度）

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	十和田市西二十二番町地区	Ⅰ	57	10 / 14 ~ 10 / 27	44	環境保健センター
2	三沢市三沢地区	Ⅱ	62	8 / 24 ~ 9 / 6	50	
3	野辺地町野辺地地区	Ⅱ	62	9 / 16 ~ 9 / 29	40	
4	東北町大浦地区	Ⅱ	62	9 / 16 ~ 9 / 29	61	
5	六ヶ所村倉内地区	Ⅱ	62	7 / 12 ~ 7 / 25	50	

表61 新幹線鉄道騒音測定結果（東北新幹線鉄道）

（令和5年度）

測定地点	区間	地域 類型	環境基準値 (dB)	測定日	測定結果 (dB)		実施機関
					25m地点	50m地点	
南部町法師岡	盛岡－八戸間	Ⅰ	70	11/15	74	71	環境保健センター
八戸市上野	八戸－新青森間	Ⅰ	70	9/8	70	64	八戸市
八戸市長苗代		Ⅱ	75	9/13	67	62	
おいらせ町西下川原		Ⅰ	70	11/16	76	71	環境保健センター
青森市金浜		Ⅰ	70	11/15	75	69	青森市
青森市三内		Ⅰ	70	10/2	65	62	
青森市野木		Ⅰ	70	11/13	77	73	
青森市新城	新青森－新函館北斗間	Ⅱ	75	10/27	68	67	
青森市羽白		Ⅰ	70	10/31	70	68	

（注） 25m地点、50m地点は近接軌道中心からの距離

表62 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

地域の類型 \ 時間の区分	昼 間	夜 間	備 考
A A	50以下	40以下	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前6時まで
A 及び B	55以下	45以下	
C	60以下	50以下	

(注) 類型A A：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。
類型A：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。
類型B：住居地域、準住居地域である。
類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2) 道路に面する地域の環境基準
(平成10年環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

地域の区分 \ 時間の区分	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

表63 騒音規制地域の指定状況

(令和6年3月31日現在)

地 域 名	指定年月日 (最初の指定年月日)
青 森 市	平成18年10月1日 (昭和47年3月2日)
弘 前 市	平成24年4月1日 (昭和47年3月2日)
八 戸 市	平成27年6月1日 (昭和47年3月2日)
黒 石 市	平成24年4月1日 (昭和47年3月2日)
五 所 川 原 市	平成24年4月1日 (昭和48年3月1日)
十 和 田 市	平成24年4月1日 (昭和47年3月2日)
三 沢 市	平成24年4月2日 (昭和48年12月22日)
む つ 市	平成27年4月21日 (昭和51年2月12日)

資料：表63～表68 県環境保全課

表64 振動規制地域の指定状況

(令和6年3月31日現在)

(3) 航空機騒音に係る環境基準
(昭和48年環境庁告示第154号)

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値
I	57以下
II	62以下

(注) 類型I：指定地域のうち、住居専用地域である。
類型II：指定地域のうち、Iの地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

地 域 名	指定年月日 (最初の指定年月日)
青 森 市	平成18年10月1日 (昭和52年12月27日)
弘 前 市	平成24年4月1日 (昭和52年12月27日)
八 戸 市	平成27年6月1日 (昭和47年3月2日)
黒 石 市	平成24年4月1日 (昭和52年12月27日)
五 所 川 原 市	平成24年4月1日 (昭和52年12月27日)
十 和 田 市	平成24年4月1日 (昭和52年12月27日)
三 沢 市	平成24年4月2日 (昭和52年12月27日)
む つ 市	平成24年4月1日 (昭和52年12月27日)

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準
(昭和50年環境庁告示第46号)

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値 (Lden)
I	70以下
II	75以下

(注) 類型I：住居の用に供される地域である。
類型II：I以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要のある地域である。

表65 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	特定施設				特定建設作業	
	騒音規制法		振動規制法		騒音 規制法	振動 規制法
	特定施設数	特定工場数	特定施設数	特定工場数		
青森市	1,064	251	330	130	11	10
弘前市	753	149	437	88	4	3
八戸市	1051	197	467	118	11	10
黒石市	86	39	88	38	0	0
五所川原市	23	6	8	2	6	7
十和田市	160	64	57	21	0	1
三沢市	117	25	57	15	0	0
むつ市	137	32	53	20	0	0
合計	3,391	763	1,497	432	32	31

表66 県公害防止条例に基づく届出状況

(令和6年3月31日現在)

市名	騒音関係施設		特定作業	振動関係施設	
	施設数	工場数		施設数	工場数
青森市	429	221	42	717	129
弘前市	239	96	0	292	50
八戸市	444	185	45	593	112
黒石市	22	6	25	23	5
五所川原市	63	37	0	21	5
十和田市	71	33	27	51	16
三沢市	66	31	22	37	12
むつ市	87	66	5	33	14
合計	1,421	675	166	1,767	343

表67 騒音に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年青森県告示第169号)

(平成18年10月1日青森市告示第164号、平成24年4月1日弘前市告示第118号、平成17年2月14日八戸市告示第22号、平成24年4月1日黒石市告示第67号、平成24年4月1日五所川原市告示第30号、平成24年4月1日十和田市告示第151号、平成24年4月2日三沢市告示第28号、平成24年4月1日むつ市告示第46号)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分			備 考
	昼間	朝夕	夜間	
第 1 種 区 域	50	45	45	朝 : 午前6時から午前8時まで 昼間 : 午前8時から午後7時まで 夕 : 午後7時から午後9時まで 夜間 : 午後9時から翌日午前6時まで
第 2 種 区 域	55	50	45	
第 3 種 区 域	65	60	50	
第 4 種 区 域	70	65	55	

※ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から5デシベル減じた値。

- (注) 第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。
 第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
 第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。
 第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(2) 特定建設作業騒音に係る基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

規制種別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

(注) 1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

(3) 自動車騒音の要請限度(平成12年環境省令第15号)

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間	備 考
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55	昼間:午前6時から午後10時まで
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	夜間:午後10時から翌日午前6時まで

※上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

- 1 a区域:専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域:主として住居の用に供される区域
- 3 c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表68 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(平成18年10月1日青森市告示第165号、平成24年4月1日弘前市告示第119号、平成13年4月1日八戸市告示第99号、平成24年4月1日黒石市告示第69号、平成24年4月1日五所川原市告示第31号、平成24年4月1日十和田市告示第153号、平成24年4月2日三沢市告示第29号、平成24年4月1日むつ市告示第47号)

(単位:デジベル)

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間	備 考
第 1 種 区 域		60	55	昼間:午前8時から午後7時まで
第 2 種 区 域		65	60	夜間:午後7時から翌日午前8時まで

※ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。

(注) 第1種区域:指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2) 特定建設作業振動に係る基準(昭和51年総理府令第58号)

規制種別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日あたり	作業期間	作業日
1 号 区 域	75	午後7時から翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
2 号 区 域		午後10時から翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を超えないこと		

(注) 1号区域:振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること

ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること

2号区域:振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

(3) 道路交通振動の要請限度(昭和51年総理府令第58号)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間	備 考
第 1 種区域	65	60	昼間及び夜間とは、それぞれ以下の時間の範囲内において、都道府県知事又は市長が定めた時間をいう。 昼間：午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から 午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで 夜間：午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から 翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで	
第 2 種区域	70	65		

(注) 第1種区域及び第2種区域と、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定め区域をいう。

1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2 第2種区域 住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表69 一般的な騒音の例

dB (デシベル)	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通る時のガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、せみの声
70	電話のベル、鈴虫の音色、騒々しい事務所
60	静かな車内、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

資料：表69～表71 県環境保全課

表70 振動の影響例

気象庁震 度階級	振動レベル dB(デシベル)	状 態
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。
1	55～65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。

表71 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

(決算額、単位：百万円)

年 度 事 業	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
騒音防止事業					
(学校・病院等の騒音)	304	497	65	79	0
(住宅防音)	2,215	2,108	2,140	1,917	2,553
(防音関連維持費)	8	8	9	12	12
民生安定助成事業					
(学習用供用施設等の防音助成)	0	0	0	0	0
(放送受信障害)	31	26	24	23	21
移転措置事業	1,158	913	235	378	378
緑地整備事業	20	23	21	25	28
計	3,736	3,575	2,494	2,434	2,992

9 地盤・土壤環境

表72 土壤汚染に係る環境基準

No.	項 目	環 境 基 準
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg以下であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

平成3年8月23日環境庁告示第46号
最終改正令和2年環境省告示第48号

表73 土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準

特 定 有 害 物 質	指 定 基 準	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		0.002 mg/L以下
四塩化炭素		0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L以下
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下
ベンゼン		0.01 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	45 mg/kg以下	0.003 mg/L以下
六価クロム化合物	250 mg/kg以下	0.05 mg/L以下
シアン化合物	50 mg/kg以下	シアンが検出されないこと
水銀及びその化合物	15 mg/kg以下	0.0005 mg/L以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
鉛及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
砒素及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	4,000 mg/kg以下	0.8 mg/L以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg/kg以下	1 mg/L以下
シマジン		0.003 mg/L以下
チウラム		0.006 mg/L以下
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

表74 青森地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位10位）

順位	平成28年5月～令和元年5月			順位	令和元年5月～令和4年5月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	43C	港町二丁目	-1.92	1	70A	浜田字玉川	-1.90
2	41C	港町二丁目	-1.82	2	71C	問屋町二丁目	-1.37
3	88B	青柳一丁目	-1.80	3	87B	第二問屋町三丁目	-0.65
4	40B	港町二丁目	-1.79	4	69B	青葉三丁目	-0.60
4	44B	大野一丁目	-1.79	5	41C	港町二丁目	-0.39
6	156A	緑二丁目	-1.60	6	37A	合浦二丁目	-0.30
7	39B	港町二丁目	-1.50	6	39B	港町二丁目	-0.30
8	71C	問屋町二丁目	-1.46	8	80B	幸畑字唐崎	-0.28
9	87B	第二問屋町三丁目	-1.45	9	40B	港町二丁目	-0.27
10	119A	青柳二丁目	-1.40	10	156A	緑二丁目	-0.20
10	122A	堤町二丁目	-1.40				

資料：青森市

表75 八戸地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位10位）

順位	平成26年1月～平成29年1月			順位	平成29年1月～令和2年1月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	39	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.67	1	49	根城一丁目（根城一丁目内宅地）	-0.58
2	49	根城一丁目（根城一丁目内宅地）	-0.50	2	33	市川町（轟木小学校）	-0.48
3	53	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.48	3	47	吹上三丁目（月丘町内宅地）	-0.44
4	47	吹上三丁目（月丘町内宅地）	-0.44	4	8	柏崎二丁目（旧柏崎小学校）	-0.30
5	33	市川町（轟木小学校）	-0.41	5	測候所	湊町（八戸測候所）	-0.27
6	45	吹上三丁目（東日本高速道路（株）職員住宅）	-0.39	6	48	根城三丁目（すき家八戸南店前交差点）	-0.26
7	48	根城一丁目（すき家八戸南店前交差点）	-0.39	6	11	湊町（大沢小公園）	-0.22
8	42	尻内町（白上神社）	-0.38	8	12	白銀一丁目（県道・三島ポンプ場角）	-0.20
9	41	一番町二丁目（上長集会所跡地）	-0.31	9	18	河原木（東北電力株式会社八戸火力発電所裏）	-0.17
10	40	尻内町（三条中学校）	-0.29	10	17	河原木（大平洋金属株式会社八戸工場裏）	-0.13

資料：八戸市

表76 八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観測井		28年度		29年度		30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度	
井戸 No.	設置場所	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)
1	青葉三丁目 (第三中学校)	-1.98	—	-2.04	—	-2.03	—	-2.64	—	-1.78	—
2	尻内町字中根市 (三条中学校)	-0.40	—	-0.41	—	-0.36	—	-1.12	—	-0.24	—
3	市川町字赤畑 (市川中学校)	-8.74	—	-9.31	—	-9.11	—	-9.24	—	-8.54	—
4-A	旧柏崎二丁目 (柏崎小学校)	-1.96	-0.42	-2.19	+1.85	-2.14	-1.41	-2.74	+1.81	-2.21	+0.41
5	江陽二丁目 (江陽公園)	-2.04	+0.09	-2.07	+0.12	-2.00	-0.21	-2.27	+0.17	-1.89	-0.11
6	河原木字角地田 (市営河原木団地)	-0.96	-0.58	-1.10	-0.50	-0.99	-0.08	-1.61	+0.26	-0.61	-0.34
7	市川町字古館 (多賀小学校)	-10.27	-0.52	-10.90	-1.08	-10.99	-0.8	-11.30	+0.7	-10.29	-1.13

資料：八戸市

10 化学物質

表77 ダイオキシン類環境基準

媒 体	環 境 基 準	備考
大 気	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	1 基準値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 6 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質 (水底の底質を除く。)	年間平均値が1.0pg-TEQ/L以下であること	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下であること	

平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正：平成14年7月22日環境省告示第46号

表78 ダイオキシン類モニタリング調査結果（環境大気）

(令和5年度)

No.	目的	市町村	測定地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)					実施機関
				調査時期				年平均値	
				春期	夏期	秋期	冬期		
1	一般環境	青 森 市	青森市立堤小学校	0.0073	0.0078	0.0054	0.014	0.0086	青 森 市
2		弘 前 市	弘前市立第一中学校	0.0067	0.0063	0.0029	0.0045	0.0051	
3		八 戸 市	八戸市立八戸小学校	0.015	0.015	0.0056	0.0041	0.010	
4		五所川原市	五所川原市立五所川原第三中学校	0.017	0.011	0.0058	0.010	0.011	
5		十 和 田 市	十和田市立三本木中学校	0.0061	0.020	0.0032	0.0050	0.0086	
6		む つ 市	むつ合同庁舎	0.011	0.0074	0.0027	0.0058	0.0067	青 森 市 八 戸 市 県
7	青 森 市	青森市文化財資料等収蔵庫	0.0064	0.020	0.023	0.015	0.016		
8	八 戸 市	八戸市立根岸小学校	0.019	0.015	0.004	0.004	0.010		
9	つ が る 市	繁田コミュニティー消防センター	0.0091	0.022	0.012	0.0045	0.0012		
10	十 和 田 市	十和田市下水処理場	0.012	0.0095	0.0047	0.0089	0.0088		
11	辺	む つ 市	むつ市立奥内小学校	0.0047	0.0050	0.0049	0.012	0.0067	環境基準（年平均値）
								0.6	

(注) 1 ダイオキシン類はPCDD、PCDF及びコプラナーPCBの総和を示す。

2 毒性等量(TEQ)はWHO-IPCS(2006)を毒性等価係数(TEF)として用いて、毒性の強さに換算した数値である。

3 (注)1及び(注)2については、水質、底質、及び土壌に係る表についても同様である。

資料：県環境保全課

表79 ダイオキシン類モニタリング調査結果（公共用水域）

（令和5年度）

No.	水 域 名	調査地点名	ダイオキシン類		実施機関
			公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	
1	追良瀬川	追良瀬橋	0.0097	—	県
2	岩木川	鷹ノ巣橋	0.012	—	
3		乾橋	0.12	0.21	
4	大秋川	国吉橋	0.057	—	国土交通省
5	大落前川	延命橋	0.012	—	
6	浅瀬石川	千年橋	0.020	—	
7	新十川	湊橋	0.35	0.18	県
			0.13	—	
8	旧十川	鳴戸橋	0.73	1.3	
			0.17	—	
9	山田川	車力橋	0.60	5.8	
			0.69	—	
10	長川	新長川橋	0.016	—	青森市
11	新城川	戸建沢橋	0.17	0.2	
12		新井田橋	0.21	7.2	
13	堤川	荒川橋	0.035	0.19	
14	浅虫川	鉄橋下	0.051	0.25	
15	大袋川	下流	0.16	0.27	県
16	小荒川	小荒川橋	0.034	—	
17	川内川	川内橋	0.0084	—	
18	古佐井川	古佐井橋	0.0094	—	
19	姉沼川	姉沼橋	0.11	—	
20	古間木川	第二境橋	0.086	—	国土交通省
21	馬淵川	尻内橋	0.071	0.26	
22	熊原川	留ヶ先橋	0.048	—	県
23	新井田川	湊橋	0.030	—	八戸市
24	小川原湖	H(小川原湖総合観測所)	0.067	3.1	国土交通省
25		内沼 中央	0.016	16	県
26	十和田湖	5 中央	0.0095	—	
27	世増ダム貯水池	ダムサイト	0.029	6	八戸市
28	陸奥湾	堤川 1 km沖	0.036	4.4	青森市
29		青森湾中央	0.0092	2.7	県
30		陸奥湾中央	0.0096	—	
31		大湊湾中央	0.0095	—	
32		4 鮫・白銀前面	0.026	—	八戸市
33	八戸前面海域	9 北沼前面	0.024	—	
環境基準値			1	150	

資料：県環境保全課

表80 ダイオキシン類モニタリング調査結果（地下水）
（令和5年度）

No.	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	実施機関
1	青森市 浪岡杉沢	0.033	青森市
2	青森市 浪岡浪岡	0.033	
3	八戸市 長苗代	0.046	八戸市
4	十和田市 深持	0.018	県
5	むつ市 川内	0.015	
6	今別町 今別	0.019	
7	藤崎町 福館	0.016	
8	大鰐町 三ツ目内	0.016	
9	鶴田町 野木	0.017	
10	東北町 横志多	0.017	
11	六ヶ所村 尾駈	0.027	
12	佐井村 佐井	0.015	
13	階上町 角柄折	0.017	
環境基準値		1	

資料：県環境保全課

表81 ダイオキシン類モニタリング調査結果（土壌）
（令和5年度）

No.	目的	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	実施機関
1	一般環境	青森市 幸畑	0.083	青森市
2		八戸市 新湊	1.6	八戸市
3		むつ市 田名部	0.020	県
4		平内町 小湊	0.76	
5		深浦町 蘆野	0.36	
6		中泊町 中里亀山	0.020	
7		六戸町 犬落瀬	0.21	
8		階上町 道仏外窪	0.046	
9	発生源周辺	青森市 新城	13	青森市
10		青森市 雲谷	1.7	
11		つがる市 稲垣繁田	1.0	県
12		東北町 塔ノ沢山	0.56	
環境基準値			1,000	

資料：県環境保全課

表82 令和5年度P R T R届出排出量・移動量（把握年度:令和4年度分）

（単位 kg/年、ダイオキシン類はmg-TEQ/年）

物質番号	対象物質 物質名称	排出量					移動量 下水道への移動	合計	排出・移動量 合計
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計			
1	亜鉛の水溶性化合物	337	3,737	0	0	4,074	2,130	0	6,204
2	アクリルアミド	0	0	0	0	0	11	0	11
3	アクリル酸エチル	0	0	0	0	0	210	0	210
4	アクリル酸及びその水溶性塩	0	0	0	0	0	2,400	0	2,400
5	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	0	0	0	0	0	0	0	0
8	アクリル酸メチル	0	0	0	0	0	50	0	50
9	アクリロニトリル	1,000	0	0	0	1,000	170	0	1,170
13	アセトニトリル	35	0	0	0	35	35,000	0	35,035
20	2-アミノエタノール	96	0	0	0	96	19,013	0	19,109
31	アンチモン及びその化合物	0	0	0	0	0	340	0	340
45	エタンチオール	0	0	0	0	0	0	0	0
48	O-エチル＝O-4-ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名E P N）	0	143	0	0	143	0	0	143
51	2-エチルヘキサ酸	0	0	0	0	0	0	0	0
53	エチルベンゼン	31,373	9	0	0	31,381	74,507	0	105,889
56	エチレンオキシド	0	0	0	0	0	0	0	0
60	エチレンジアミン四酢酸	0	0	0	0	0	0	0	0
71	塩化第二鉄	0	0	0	0	0	1,900	0	1,900
75	カドミウム及びその化合物	5	15	0	0	20	420	0	440
77	カルシウムシアナミド	0	0	0	0	0	0	0	0
80	キシレン	51,184	1	0	0	51,185	97,312	0	148,497
81	キノリン	0	0	0	0	0	0	0	0
87	クロム及び三価クロム化合物	85	93	0	0	178	64,991	0	65,169
88	六価クロム化合物	0	55	0	0	55	0	0	55
104	クロロジフルオロメタン（別名H C F C-2 2）	0	0	0	0	0	0	0	0
113	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン（別名シマジン又はC A T）	0	2	0	0	2	0	0	2
125	クロロベンゼン	0	0	0	0	0	1,600	0	1,600
127	クロロホルム	12,000	3,200	0	0	15,200	0	0	15,200
132	コバルト及びその化合物	0	3	0	0	3	2,320	0	2,323
144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	750	175	0	0	925	663	1	1,589
147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	0	11	0	0	11	0	0	11
149	四塩化炭素	0	1	0	0	1	0	0	1
150	1, 4-ジオキササン	0	51	0	0	51	0	0	51
153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル＝（1 R S）-シーストランス-2, 2-ジメチル-3-（2-メチルプロパ-1-エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名デトラメトリン）	0	0	0	0	0	0	0	0
154	シクロヘキシルアミン	0	0	0	0	0	0	0	0
157	1, 2-ジクロロエタン	0	3	0	0	3	0	0	3
158	1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	0	14	0	0	14	0	0	14
159	シズ-1, 2-ジクロロエチレン	0	22	0	0	22	0	0	22
164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン（別名H C F C-1 2 3）	640	0	0	0	640	0	0	640
179	1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	0	1	0	0	1	0	0	1
186	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	0	20	0	0	20	0	0	20
207	2, 6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	0	5	0	0	5	0	0	5
210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	0	3	0	0	3	0	0	3
237	水銀及びその化合物	8	2	0	0	10	2	0	12
239	有機スズ化合物	0	0	0	0	0	100	0	100
240	スチレン	4,500	0	0	0	4,500	38	0	4,538
242	セレン及びその化合物	0	186	0	0	186	8	0	193
243	ダイオキシン類	817	2	0	1	820	19,992	0	20,811
262	テトラクロロエチレン	0	5	0	0	5	0	0	5
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0	0	0	0	0	100	0	100
268	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	0	3	0	0	3	0	0	3
272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	4	72	0	0	76	0	0	76
277	トリエチルアミン	3,520	9	0	0	3,529	7,000	0	10,529
279	1, 1, 1-トリクロロエタン	0	181	0	0	181	0	0	181
280	1, 1, 2-トリクロロエタン	0	3	0	0	3	0	0	3
281	トリクロロエチレン	0	5	0	0	5	0	0	5
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1,238	0	0	0	1,238	41	0	1,279
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	67	0	0	0	67	37	0	104
300	トルエン	84,977	1	0	0	84,978	371,910	0	456,888
302	ナフタレン	200	0	0	0	200	0	0	200
304	鉛	40	0	0	0	40	0	0	40
305	鉛化合物	403	53	0	0	457	54,032	0	54,489
308	ニッケル	17	9	0	0	26	19,354	2	19,382
309	ニッケル化合物	59	41	0	0	100	3,433	22	3,555
332	砒素及びその無機化合物	8	114	0	0	122	6,800	0	6,922
333	ヒドラジン	0	0	0	0	0	1,800	0	1,800
342	ビリジン	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500
349	フェノール	0	0	0	0	0	0	0	0
354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	0	0	0	0	0	1	0	1
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	70	10,120	0	0	10,190	7,861	220	18,271
379	2-プロピン-1-オール	0	0	0	0	0	0	0	0
384	1-ブプロモプロパン	8,600	0	0	0	8,600	0	0	8,600
392	ノルマル-ヘキサン	50,611	0	0	0	50,611	6,790	0	57,401
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	0	0	0	0	0	0	0	0
398	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	4,648	5	0	0	4,653	0	0	4,653
405	ほう素化合物	5	67,805	0	0	67,810	8,940	12	76,762
406	ポリ塩化ビフェニル（別名P C B）	0	1	0	0	1	9,300	0	9,301
410	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル	13	0	0	0	13	0	0	13
411	ホルムアルデヒド	160	9	0	0	169	4,900	0	5,069
412	マンガン及びその化合物	228	6,837	0	0	7,066	195,344	0	202,410
415	メタクリル酸	0	0	0	0	0	490	0	490
420	メタクリル酸メチル	0	0	0	0	0	3,400	0	3,400
423	メチルアミン	0	0	0	0	0	0	0	0
438	メチルナフタレン	1,168	0	0	0	1,168	0	0	1,168
448	メチレンビス（4, 1-フエニレン）＝ジイソシアネート	0	0	0	0	0	0	0	0
453	モリブデン及びその化合物	3	9	0	0	12	531	0	543
455	モルホリン	0	9	0	0	9	0	0	9
	全対象化学物質の合計	258,053	93,041	0	0	351,094	1,006,747	257	1,358,098

※排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

資料：県環境保全課

表83 令和5年度食品中の残留農薬等検査結果

食品名	検体数	違反件数	備考
かぶ(だいこん)	6		国産
にんじん	6		国産
ほうれんそう(小松菜)	6		国産
ばれいしょ	8		国産
未成熟いんげん(未成熟えんどう)	2		国産
キャベツ	6	1	国産、規格基準違反1検体
りんご	11		国産
とうもろこし	5		国産
トマト・ミニトマト	7		国産
ピーマン(パプリカ、ししとう)	7		国産
ごぼう	5		国産
玄米	7		国産
いちご	7		国産
みかん	1		国産
合計	84	1	

資料：県保健衛生課

11 酸性雨

表84 酸性雨調査結果(年平均値)

(令和5年度)

項目 \ 調査地点		青森市
		県環境保健センター
年間降水量	(mm)	1,280.7
pH		5.02
電気伝導度	($\mu\text{S}/\text{cm}$)	36.5
SO_4^{2-}	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	1.90
NO_3^-	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	1.13
Cl^-	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	7.55
NH_4^+	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.35
Ca^{2+}	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.31
Mg^{2+}	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.50
K^+	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.18
Na^+	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	4.11
nss- SO_4^{2-}	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.87
nss- Ca^{2+}	($\mu\text{g}/\text{mL}$)	0.16

資料：県環境保全課

12 環境放射線等

表85 原子力施設環境放射線等調査結果(令和5年度)

1 原子燃料サイクル施設

(1) 空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	尾駸局ほか計5局	nGy/h	14～108
	横浜町役場局ほか計6局		13～76

資料：表85～表87 県原子力安全対策課

(2) 環境試料中の放射能

ア 大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値	
		全アルファ	全ベータ
尾駸局ほか計5局	mBq/m ³	*～0.14	*～1.3

(注) *：検出限界以下

イ 大気中の気体状ベータ放射能(クリプトン-85換算)

調査地点	単位	測定値
尾駸局ほか計5局	kBq/m ³	ND

(注) ND：定量下限値未満

ウ 核種分析

調査対象			単位	セシウム －137		トリチウム		炭素 －14		ストロンチウム －90		プルトニウム		ウラン		ヨウ素 －129		ヨウ素 －131		アメリカ シウム －241		キュリ ウム －244		
				Pu －238		Pu －239 +240																		
				検体 数	測定値	検体 数	測定値	検体 数	測定値	検体 数	測定値	検体 数	測定値											
陸 上 試 料	大気浮遊じん		20	ND	－	－	－	－	20	ND	20	ND	ND	4	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	
	大気 (気体状ヨウ素)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	260	ND	－	－	－	－		
	大気(水蒸気状)		－	－	24	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	雨水		－	－	12	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	降下物		12	ND	－	－	－	－	1	ND	1	ND	0.005	1	1.30	－	－	－	－	－	－	－		
	河川水		2	ND	2	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	湖沼水		8	ND	8	ND	－	－	4	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	水道水		4	ND	4	ND	－	－	4	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	井戸水		4	ND	4	ND	－	－	4	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	河底土		2	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	湖底土		3	ND～8	－	－	－	－	3	ND	3	ND	0.22～ 0.61	2	95, 120	－	－	－	－	3	0.13～ 0.24	3	ND	
	表土		3	ND	－	－	－	－	3	ND～ 0.8	3	ND	ND～ 0.12	3	4.6～ 39	3	ND	－	－	3	ND	3	ND	
	牛乳(原乳)		Bq/L	14	ND	－	－	6	13～16	14	ND	－	－	－	6	ND	－	－	－	－	－	－	－	
	精米		Bq/kg生 (トリチウムはBq/L)	3	ND	－	－	3	85～86	3	ND	3	ND	ND	2	ND	－	－	－	－	－	－	－	
	キャベツ、ハクサイ			2	ND	－	－	2	3, 6	2	ND, 0.07	2	ND	ND	1	ND	－	－	－	－	－	－	－	
	ダイコン			1	ND	－	－	1	4	1	0.13	1	ND	ND	1	ND	－	－	－	－	－	－	－	
	ナガイモ			1	ND	－	－	1	11	1	0.09	1	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	牧草			4	ND	－	－	－	－	4	0.05～ 0.13	4	ND	ND	4	ND	－	－	－	－	－	－	－	－
	ワカサギ			※	欠測	－	－	－	－	※	欠測	※	欠測	欠測	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	シジミ			1	ND	－	－	－	－	1	ND	1	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指標生物	松葉		2	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	0.04	－	－	－	－	－	－	－	－
	海 洋 試 料	海水		mBq/L (トリチウムはBq/L)	6	ND	6	ND	－	－	6	ND	6	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	
海底土		Bq/kg乾	3	ND	－	－	－	－	3	ND	3	ND	0.17～ 0.40	－	－	－	－	－	3	0.05～ 0.17	3	ND		
ヒラメ		Bq/kg生	1	ND	2	ND	－	－	1	ND	1	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－			
コンブ			1	ND	－	－	－	－	1	ND	1	ND	0.002	－	－	－	－	－	－	－	－			
ホタテ			1	ND	－	－	－	－	1	ND	1	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－			
指標生物			チガイソ	1※	ND	－	－	－	－	1※	ND	1※	ND	0.004	－	－	－	－	－	－	－	－		
計			－	99	－	62	－	13	－	78	－	52	－	－	26	－	3	－	260	－	9	－	9	－

(注) ND：定量下限値未満

※ ワカサギは不漁により欠測。チガイソは生育不良により第3四半期に採取できなかったため、検体数が2から1となった。

(3) 環境試料中のフッ素

	調査対象	単位	検体数	測定値
陸上試料	大気（気体状フッ素）	ppb	連続	ND
	大気※	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4	ND
	河川水	mg/L	2	ND
	湖沼水		6	0.2～0.9
	河底土	mg/kg乾	2	59, 68
	湖底土		2	120, 170
	牛乳（原乳）	mg/L	6	ND
	精米	mg/kg生	1	ND
	牧草		2	ND
	計	—	25	—

(注) ND：定量下限値未満

・「大気※」の測定値は粒子状フッ素及び気体状のフッ素の合計

2 東通原子力発電所

(1) 空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	小田野沢局ほか計3局	nGy/h	12～62
	砂子又局ほか計2局		13～74

(2) 環境試料中の放射能

ア 大気浮遊じん中の全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値
小田野沢局ほか計3局	Bq/m ³	0.0072～1.0

イ 核種分析

調査対象		単位	セシウム-137		ヨウ素-131		トリチウム		ストロンチウム-90		プルトニウム		
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	Pu-238 測定値	Pu-239+240 測定値
陸上試料	大気浮遊じん	mBq/m ³	36	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	降下物	Bq/m ²	12	ND	—	—	—	—	1	ND	1	ND	0.005
	河川水	mBq/L (トリチウムはBq/L)	2	ND	—	—	2	ND	—	—	—	—	—
	水道水		16	ND	—	—	16	ND	—	—	—	—	—
	井戸水	Bq/L	4	ND	—	—	4	ND	—	—	—	—	—
	表土	Bq/kg 乾	2	4	—	—	—	—	—	—	2	ND	ND, 0.09
	精米	Bq/kg 生	2	ND	—	—	—	—	2	ND	—	—	—
	バレイショ		1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	ダイコン		2	ND	—	—	—	—	2	ND, 0.12	—	—	—
	ハクサイ		1	ND	1	ND	—	—	1	0.05	—	—	—
	アブラナ	Bq/L	1	ND	1	ND	—	—	1	0.16	—	—	—
	牛乳(原乳)		8	ND	8	ND	—	—	8	ND	—	—	—
	牛肉		1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	牧草		2	ND	1	ND	—	—	—	—	—	—	—
	指標生物 松葉	Bq/kg 生	2	ND	—	—	—	—	2	ND, 0.05	—	—	—
海洋試料	海水	mBq/L (トリチウムはBq/L)	6	ND	—	—	6	ND	—	—	—	—	—
	海底土	Bq/kg 乾	3	ND	—	—	—	—	—	—	3	ND	0.28~0.41
	ヒラメ	Bq/kg 生	1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	カレイ		1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	ウスメバル		1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	コウナゴ		※	欠測	—	—	—	—	※	欠測	—	—	—
	アワビ		1	ND	—	—	—	—	1	ND	1	ND	0.005
	ホタテ		1	ND	—	—	—	—	1	ND	1	ND	ND
	コンブ		2	ND	2	ND	—	—	2	ND	2	ND	0.002, 0.003
	タコ		1	ND	—	—	—	—	1	ND	—	—	—
	指標生物 ムラサキガイ	Bq/kg 生	2	ND	—	—	—	—	2	ND	2	ND	ND
	計	—	111	—	13	—	28	—	29	—	12	—	—

(注)ND: 定量下限値未満

※ コウナゴは不漁により欠測。

3 リサイクル燃料備蓄センター

(1) 空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	関根局	nGy/h	16~58

(2) 環境試料中の放射能

ア 核種分析

調査対象		単位	セシウム-137	
			検体数	測定値
陸上試料	表土	Bq/kg 乾	3	5~7
	松葉	Bq/kg 生	2	ND
計		—	5	—

(注) ND: 定量下限値未満

表86 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射線監視結果(令和5年度)

調査対象	調査地点	単位	測定値	
放出水	放出口	mBq/L	⁶⁰ Co	—
			¹³⁷ Cs	—
	取水口		⁶⁰ Co	—
			¹³⁷ Cs	—

(注) —:放出実績なし

表87 環境放射能水準調査結果

(1) 空間放射線量率測定結果

調査地点		測定値(nGy/h)
モニタリングポスト	青森市ほか計9地点	16～97

(2) 環境試料中の放射能測定結果

ア ゲルマニウム半導体検出器による核種分析

調査対象		単位	検体数	測定値				
				セシウム-134	セシウム-137	ヨウ素-131	カリウム-40	ベリリウム-7
降下物		MBq/km ²	12	*	*～0.080	*	*～3.7	28～470
大気浮遊じん		mBq/m ²	4	*	*	*	—	1.6～4.3
陸水	上水（蛇口水）	mBq/L	1	*	*	*	26	—
土壌	0－5cm	Bq/kg乾土	2	*	1.5, 2.7	—	270, 400	—
		MBq/km ²		*	90, 130	—	13000, 24000	—
	5－20cm	Bq/kg乾土	2	*	*, 2.8	—	260, 470	—
		MBq/km ²		*	*, 460	—	44000, 78000	—
精米		Bq/kg生	1	*	*	*	24	—
野菜	キャベツ	Bq/kg生	1	*	*	—	45	—
	ジャガイモ	Bq/kg生	1	*	*	—	130	—
牛乳		Bq/L	1	*	*	*	52	—
海水		mBq/L	2	*	*	*	12000, 13000	—
海底土		Bq/kg乾土	2	*	*, 2.5	—	312, 620	—
海産生物	藻類（ワカメ）	Bq/kg生	2	*	*	—	200	—
	魚類（カレイ）	Bq/kg生	1	*	0.057	—	150	—
	貝類（ムラサキイガイ）	Bq/kg生	1	*	*	—	33	—
	貝類（ホタテ）	Bq/kg生	1	*	*	—	83	—

(注) *:検出限界以下

イ 定時降水中の全ベータ放射能測定結果

測定数	測定値(Bq/L)	降水ごとの降下量 (MBq/km ²)
121	*～7.5	*～32

(注) *:検出限界以下

※表87は、原子力規制庁からの委託事業として県が実施した令和5年度「環境放射能水準調査」の成果である。

13 廃棄物

表88 空き缶等散乱防止重点地区

指定・施行期日	重点地区	関係市町村
平成10年7月15日指定 平成10年10月1日施行 (7地区5市町村)	十和田湖畔地区 奥入瀬溪流・青山地区 白神山地赤石地区 白神山地天狗岳登山道地区 白神山地白神岳登山道地区 白神山地暗門の滝地区 三内丸山遺跡地区	十和田市 十和田市 鯉ヶ沢町 鯉ヶ沢町・深浦町 深浦町 西目屋村 青森市
平成10年8月31日指定 平成10年12月1日施行 (9地区5市町村)	恐山・釜臥山地区 川内ダム地区 湯野川地区 薬研温泉・溪流地区 大間崎地区 尻屋崎地区 下風呂地区 仏ヶ浦地区 脇野沢海岸地区	むつ市 むつ市 むつ市 むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 むつ市
平成11年9月20日指定 平成11年12月1日施行 (8地区8市町)	官庁街通り地区 高野崎地区 竜飛崎地区 ベンセ湿原地区 十二湖公園・青池日暮線地区 岩木山桜林公園・並木のみち地区 十三湖中島地区 権現崎地区(令和3年7月26日指定解除)	十和田市 今別町 外ヶ浜町 つがる市 深浦町 弘前市 五所川原市 中泊町
平成23年8月1日指定 平成23年10月1日施行 (5地区4市町)	芦野公園地区 斜陽館通り・荒馬通り・メロス坂通り地区 夏泊半島地区 大沢内ため池地区 三戸城山公園地区	五所川原市 五所川原市 平内町 中泊町 三戸町

資料：県環境政策課

14 環境教育・学習

表89 環境教育・学習関連の取組一覧

(令和5年度)

名 称	概 要	担当課等
環 境 教 育 推 進 事 業	環境教育の担い手として育成した環境教育専門員と地域のNPOとの協働により、小学生を対象とした環境出前講座を実施した。 環境月間における4道県が連携した共同行動の周知時等に、こどもエコクラブのチラシを配布して参加登録を呼びかけた。	環境政策課
あ お も り 環 境 人 財 育 成 推 進 事 業	大学によるSDGsの考え方等を取り入れた若手環境人財育成事業として、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学において、「環境＋経済＋社会」思考に基づく地域課題解決型授業等を実施した。	環境政策課
環 境 月 間 に お け る 4 道 県 共 同 の 環 境 教 育 の 取 組	6月の環境月間に、北海道・青森県・岩手県・秋田県の4道県共同の広域的な環境教育推進の取組として、県内の図書館の協力を得て、環境関連図書の特設展示等を行った。	環境政策課
ごみ探偵団が行く！	小学生向けのごみの処理について解説した冊子を作成・配布した。	環境政策課
Let's 生活排水対策！	生活排水対策の啓発用チラシを配布した。	環境保全課
生活排水対策講習会	今別町及び東北町において家庭でできる生活排水対策の講習会を行った。また、生活排水対策に係る県HPの作成やSNSへの動画配信による普及啓発を行った。	環境保全課
青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック	県内に生育・生息する野生生物について、絶滅のおそれのある種についてとりまとめHPで公開した。	自然保護課
利 用 指 導 事 業	県民の森をフィールドとした自然体験活動等を実施（年27回開催）した。	自然ふれあいセンター
自 然 体 験 事 業	白神山地の自然観察・野外活動等による自然体験活動（年10回開催）を実施した。	白神山地ビジターセンター
文 化 継 承 事 業	白神山地の自然との共生から生まれた文化を、ネイチャースクール、ネイチャークラフト作成等を通して学ぶ機会を提供（年6回開催）した。	白神山地ビジターセンター
森 林 環 境 教 育	森林内での様々な体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能や木材利用の意義等に対する理解と関心を深めるため、緑の少幼年団等に対して森林環境教育を実施した。	林政課
農業水利施設見学会	地域の小学生を対象に、取水施設や用排水路、ポンプ場などの農業水利施設の役割やしきみなどを紹介した。	農村整備課
環 境 公 共 推 進 プ ロ ジ ェ ク ト	環境公共の取組が本県の豊かでおいしい農林水産物の生産を下支えしていることをPRするため、「食」や「農」などに関する体験学習を5回開催した。	農村整備課
水 産 教 室	小・中学生を対象に、漁業体験や学習を通じて水産業や漁場環境への関心を喚起した。	水産振興課

資料：県環境政策課

15 環境行政のあゆみ

年	国内外の取組	県	
		条例、計画等	組織編成等
1965年 (昭和40年)			・ 衛生部環境衛生課に公害係設置 (昭和45年公害課へ改組)
1967年 (昭和42年)	・ 公害対策基本法制定	・ 公害防止条例制定	
1972年 (昭和47年)		・ 現行の公害防止条例制定	・ 自然保護課設置
1973年 (昭和48年)		・ 自然環境保全条例制定	
1975年 (昭和50年)		・ 自然環境保全基本方針策定 ・ 公害防止計画策定 (以降5年毎に策定)	
1990年 (平成2年)			・ 原子力環境対策室設置 (現原子力安全対策課) ・ 環境保健センター設置
1992年 (平成4年)			・ 生活衛生課(現保健衛生課)内に 廃棄物対策室設置 (平成9年廃棄物対策課へ改組)
1993年 (平成5年)	・ 環境基本法制定		
1994年 (平成6年)	・ 環境基本計画閣議決定		
1996年 (平成8年)		・ 青森県環境基本構想策定 ・ 青森県環境の保全及び創造に 関する基本条例策定	
1997年 (平成9年)	・ 京都議定書採択	・ 青森県環境評価要綱施行 ・ あおもりアジェンダ21策定	
1998年 (平成10年)	・ 地球温暖化対策の推進に関する 法律が制定	・ 青森県環境計画策定	
2000年 (平成12年)	・ 第二次環境基本計画策定 ・ 循環型社会形成推進基本法及び 容器包装リサイクル法、家電リ サイクル法等の個別法施行	・ 青森県環境影響評価要綱廃止、 青森県環境影響評価条例を施行	・ 環境政策課の公害担当部門と廃 棄物対策課を統合し環境管理課 設置 ・ 環境保健センター内に環境管理 部設置 (平成15年青森環境管理事務所 に改組) ・ 弘前市、八戸市及びむつ市に環 境管理事務所設置
2001年 (平成13年)		・ 温暖化防止計画策定	・ 環境管理課が環境政策課へ統合
2001年 (平成13年)			・ 環境生活部内に県境再生対策 チームを設置
2003年 (平成15年)	・ 循環型社会形成推進計画策定		・ 県境再生対策室設置 ・ 青森県原子力センターを六ヶ所 村に設置
2005年 (平成17年)	・ 京都議定書目標達成計画閣議決 定 ・ 自動車リサイクル法施行		・ 県境再生対策室が環境生活部へ 移管
2006年 (平成18年)	・ 第三次環境基本計画閣議決定	・ 青森県循環型社会形成推進計画	・ 青森市の中核市移行に伴い、公 害に関する法令や廃棄物処理法 等に基づく事務が、青森県知事 から青森市長へ移譲
2007年 (平成19年)		・ 第二次青森県環境計画策定	・ 4環境管理事務所が各地域県民 局地域連携部の下部機関に移管
2008年 (平成20年)	・ 地球温暖化対策推進法改正		
2010年 (平成22年)		・ 第三次青森県環境計画策定	
2011年 (平成23年)		・ 温暖化対策推進計画策定 ・ 第2次青森県循環型社会形成推 進計画策定	

年	国内外の取組	県	
		条例、計画等	組織編成等
2012年 (平成24年)	・第四次環境基本計画閣議決定		
2013年 (平成25年)	・小型家電リサイクル法施行	・第4次青森県環境計画策定 ・県境不法投棄廃棄物撤去完了	
2014年 (平成26年)			・環境保全課の新設及び県境再生対策室を同課内に設置
2015年 (平成27年)	・パリ協定採択 ・気候変動の影響への適応計画が閣議決定		
2016年 (平成28年)	・地球温暖化対策計画閣議決定	・第5次青森県環境計画策定 ・第3次青森県循環型社会形成推進計画策定	
2017年 (平成29年)			・環境管理事務所から各地域県民局環境管理部に移行
2018年 (平成30年)	・第5次環境基本計画閣議決定 ・第4次循環型社会形成推進計画閣議決定 ・気候変動適応法施行、同計画策定	・温暖化対策推進計画改定 ・青森県災害廃棄物処理計画策定	
2019年 (令和元年)	・食品ロス削減推進法施行		
2020年 (令和2年)	・2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明	・第6次青森県環境計画策定	
2021年 (令和3年)		・第4次青森県循環型社会形成推進計画策定（県の食品ロス削減推進計画を含む） ・青森県気候変動適応取組方針策定	
2022年 (令和4年)	・プラスチック資源循環促進法施行		
2023年 (令和5年)		・温暖化対策推進計画改定 ・青森県環境総合プラン策定	

16 環境行政のあゆみ（直近 1 年間）

年 月	県 内	全 国
令和 5. 4		・ G 7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合
6	・ 令和 5 年度もったいない・青森県民運動推進会議・行政部会合同会議（青森市）	
7		・ 新国民運動（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の愛称「デコ活」決定 ・ G 20 環境・気候持続可能性大臣会合
9	・ 第 42 回青森県環境審議会（青森市） ・ あおもりスマートムーブ集中広報（9 月～10 月） ・ 「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の公表	・ G 20 ニューデリー・サミット
10	・ スマートムーブ通勤月間 ・ 「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」実施	
12	・ 第 43 回青森県環境審議会（青森市）	・ 国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28） ・ 食品ロス削減に向けた施策パッケージ公表
令和 6. 1	・ 令和 5 年度青森県循環型社会形成推進功労者等表彰、もったいない・あおもり賞及びスマートムーブ通勤アワード表彰	・ 令和 6 年能登半島地震
2	・ 第 44 回青森県環境審議会（青森市）	
3	・ 青森県環境総合プラン策定	

17 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成8年12月24日
青森県条例第43号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針（第九条）

第二節 環境計画（第十条）

第三節 環境の保全及び創造のための施策等（第十一条―第二十三条）

第四節 地球環境の保全の推進等（第二十四条・第二十五条）

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第二十六条―第二十九条）

附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵みを後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が

構築されることを旨として行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で
の課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条 削除

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(青森県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その

他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること

- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用(以下「資源の循環的な利用等」という。)が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理(事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。)を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気汚染等の防止についての配慮)

第二十三条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四条 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五条 知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七条 県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

18 環境用語の解説

【あ】

青 潮

富栄養化した内海の表層で、増殖したプランクトンが死んで下層へ沈殿し、底層で分解される過程で酸素が消費され、酸素濃度は次第に低下する。この貧酸素状態になった底層の水塊が表層にまで上昇し、海水が青く見える現象のことを指して青潮という。赤潮同様に魚介類の大量死を発生させることがある。

赤 潮

プランクトンの異常増殖により海水が赤く見える現象であり、有害プランクトンの発生や一時的に酸素消費量が増加することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うことがある。

悪臭原因物

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれているが、その代表的なものとしては、硫化水素、塩素ガス等の無機化合物のほか、脂肪酸、アミン等の窒素化合物、メチルメルカプタン等の硫黄化合物等の有機化合物がある。なお、悪臭防止法では、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定している。

アジェンダ21

1992年6月にブラジルで開催された地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するもの。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が規定されている。

アスベスト(石綿)

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。材質は軟らかく、磨耗や熱に強いため、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、クラッチ、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。大量に吸うと肺がん等の原因になる。

アメニティ(Amenity)

「快適さ」、「感じのよさ」と訳されている。環境面では、豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった状態をいい、人間性豊かな生活を保障し、地域の活性化を推進していく基盤ともなる。

硫黄化合物(SO_x)

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称。二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃、無水硫酸)などがある。SO_xは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

閾値(いきち)

その値以下では地域住民の健康上悪い影響が起こらない値をいう。つまり、その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響が観察されなかった値。

一 律 基 準

工場等が遵守すべき規制基準として、国が一律に定めた基準をいう。

一酸化炭素(CO)

無味・無臭・無色の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経を麻痺させるもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物(ごみ)のことで、日常生活に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙くず、食品残さ(産業廃棄物以外)等の「事業系一般廃棄物」に分類される。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類され、固定発生源には、工場等のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源には自動車、船舶、航空機がある。

上乗せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出(水)の規制に関して、都道府県等が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの(「横出し」と呼ばれる。)等を含めて使われる場合がある。

エコ活

家庭でできる環境配慮行動。家電製品の使い方の工夫等で電力や灯油などエネルギー使用量を減らすとともに、節約にもなるお得な省エネ行動などを「エコ活」と総称している。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素(CO_2)排出量を減らすことによって、地球温暖化防止につながる自動車の使用方法。

具体的には、やさしい発進を心がけたり、加減速の少ない運転、無駄なアイドリングを止めるといった運転技術や心がけをまとめた「エコドライブ10のすすめ」がエコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)によって提唱されている。また、エコドライブは、安全運転につながる効果もあるとされている。

塩化水素(HCl)

常温では刺激臭の強い無色の気体で、空気中では水分を凝縮して白い霧となる。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、炎症の原因となる。

オキシダント(光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

オゾン(O_3)

空気中では放電、紫外線の照射等により生じる臭気のある気体である。3ppm以上の濃度に数時間の暴露で気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫を起こすおそれがある。

オゾンの大部分は成層圏に分布しており、特にオゾンが集まった層をオゾン層という。太陽光線に含まれている有害な紫外線を吸収する役目を果たしている。

オゾン層の破壊

フッ素化合物(総称フロン)は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレアの噴射剤に使用されている。使用後に大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に達し、太陽光により分解されるが、その際に発生する塩素原子がオゾン層を破壊することが明らかにされている。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消火剤用ハロン、洗浄用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。

汚濁源

上水道、工業用水道、水産資源等への被害や公共用水域の自浄機能の低下など水質に関する公害を直接又は間接に引き起こす原因となるものをいい、工場・事業場排水、生活排水、廃棄物、農薬などが挙げられる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の1日当たりの量で表され、これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

汚泥

工場排水などを処理した後に残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、二酸化炭素(CO_2)、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

【か】

海岸漂着物

海岸漂着物処理促進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律)第2条に定義されており、海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物をいう。

また、「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみのその他の汚物または不要物をいう。

化学的酸素要求量(COD)

海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。

カドミウム(Cd)

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられ、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害を起こし、カルシウム不足となり骨軟症を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残さに含まれていたカドミウムといわれている。

カーボン・オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

環境影響評価

開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

環境公共

農林水産業を支える公共事業。

本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進している。

環境放射線

人間の生活環境にある様々な放射線をいう。人が受ける放射線の量としては、宇宙線及び大地・大気・動植物等に

含まれる自然放射性核種からの放射線である自然放射線が最も多く、次いでレントゲン撮影の医療放射線があり、極微量であるが過去の核実験及び原子力施設から環境に放出された人工放射性物質からの放射線である人工放射線がある。

環境放射線モニタリング

原子力施設周辺地域において空間放射線を測定したり、環境試料中の放射能を分析、測定し、施設から環境への影響を評価することをいう。本県では、この結果は青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において評価・確認され、一般に公表されている。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌かく乱化学物質のことをいう。現在、4-tert-オクチルフェノールやノニルフェノール(分岐型)で内分泌かく乱作用を有すると推察されている。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格(ISO14001)が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。

観測井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようなになっているかを観測するための井戸をいう。

規制基準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。

青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条、58条の2にそれぞれ規定されている。

さらに具体的な規制項目及び基準値については、青森県公害防止条例施行規則に規定されている。

木の駅プロジェクト

山林に放置された未利用間伐材等を森林所有者等が集め、トラックで「木の駅」（木材の集荷場）に出荷することで、地域内の商店で買い物等に利用できる地域通貨と交換するもの。林業の再生と地域経済の活性化を同時に実現する試み。

義務型・促進型

これまで各種リサイクル法が定められているが、製造業者等、特定の者に義務を課す義務型の制度と、誰かに義務を課すのではなく、関係者が協力して自発的にリサイクルを行い、再資源化を実施する促進型の制度がある。

義務型の例としては、家電リサイクル法・自動車リサイクル法があり、促進型の制度の例としては小型家電リサイクル法がある。

逆転層

大気中では通常、高度が高くなるほど気温が下がるが、逆に高度の高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあり、これを逆転層という。逆転層ができると大気にフタをしたような状態になり、逆転層の内側の大気の状態を安定させるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じ込められた状態になり、大気の汚染がひどくなる。

嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の質とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年5月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務づけ、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

グレイ(Gy)

空間放射線の量を表す単位で、空気1kgが吸収する放射線のエネルギーとして定義される。

クローズド・システム

工場の生産工程等から出る排出物を有効に再利用し、有害物質の排出防止のための処理工程を組み込んで、使えるものはできるだけ再利用し、最後は完全に無害化して外部へ排出するシステムをいう。

健康項目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、公共用水域は27項目、地下水は28項目で次のとおりである。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）※、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
※は地下水のみ

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるすべての物品であり、その種類としては、工事現場外に搬出される建設発生土（※）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず又はこれらのものが混合した建設混合廃棄物などがある。

※建設発生土は、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をいう。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設等の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法を補完し、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち雨水とともに、あるいは単独の形で地上に降下する物質の総称。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われるが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビル、病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

【さ】

産業廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物処理法第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のこと。

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分（一般廃棄物を除く。）される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（ガラスくず等）、遮断型（有害な産業廃棄物）、管理型（前述以外の産業廃棄物）がある。

酸性雨

工場、事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物

質が大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるpH5.6以下の雨をいう。

時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

等価騒音レベルを基本とした指標の一つ。夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の時間帯補正等価騒音レベルであり、単位はデシベルである。平成25年3月までは、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）が航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていた。

次世代自動車

電気自動車など、その運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車がある。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土自体の重さにより、地盤が自然に沈降すること。

自然環境保全地域

高山性植物、すぐれた天然林などの中で、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

浄化槽

し尿及び生活雑排水を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

振動レベル

振動の加速度をdB（デシベル）で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を使って測った値をいう。単位はデシベル（dB）を用いる。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環

環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

水 準 点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定する場合には、これを用いる。

スマートムーブ（エコで賢い移動）

国民運動COOL CHOICEが推進する取組の一つ。「移動」のために発生するCO₂排出量の削減のため、「公共交通機関を積極的に利用する」「徒歩・自転車による移動を見直す」「エコドライブを実践する」など、場面や状況に応じてエコで賢く移動することを呼びかける取組。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字Rをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。このほか、この3Rに、リカバー（Recover：回収）を加えた4R、リフューズ（Refuse：ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ）を加えた4R、リペア（Repair：修理、修繕）を加えた4Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本としている。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準値が定められた項目で、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数などがある。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学

的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg/Lで表示される。BOD値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

ゼロ・エミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすことをいう。

国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位はホンを用いていたが、平成5年11月からデシベルに変更された。

総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称。水銀は、神経系を侵し、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力や視力の減退をもたらす。水銀化合物のメチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは、地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】

炭化水素（HC）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方である。

地域通貨

日本円やドルのような「法定通貨」ではなく、団体や個人などによって独自に発行され、特定の地域やコミュニティの中で限定的に流通するお金（価値）の総称。

窒素酸化物(NO_x)

NO 、 NO_2 、 N_2O 、 N_2O_3 、 N_2O_5 などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのは NO 、 NO_2 である。燃焼によって直接発生するのは NO で、大気中で NO が酸化されることによって NO_2 になる。

NO_x は光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系へ影響を及ぼし、呼吸気道、肺等に障害を与える。

中央値

統計学用語で、中位数ともいう。多数個の測定値の中央値とは、その数値を大きい順に並べた場合の中央に位置する数値をいう。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために必要があると認めたとき、環境大臣又は都道府県知事が設定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

デポジット制度

飲料等を販売する際に、預かり金(デポジット)を料金に上乗せし、消費者が小売店等にビールびん等の商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度。消費者に経済

負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、ごみの減量とリサイクルを進めることを目的としている。

テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わせてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況、環境放射線の監視などに用いられる。

電気伝導度 (EC)

液体中での電気の流れやすさを示す指標であり、単位は $\mu\text{S}/\text{cm}$ で表す。水は様々な物質を溶かす性質があるが、一般的に物質が溶け込むと電気が流れやすくなり、電気伝導度の値が大きくなる。

雨水の電気伝導度の値は、電流を流す役割をするイオン成分の量で変動し、汚染度の目安となるものである。

等価騒音レベル(LAeq)

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る新しい環境基準に採用されている。単位は、 dB (デシベル) が用いられる。

特定家庭用機器

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の仕組みによりリサイクルを進めることが適当なものとして政令で指定したもの。現在は①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機、の4品目。

特定事業場

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設のうち一定の要件を備える施設を特定施設として定めており、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

特定対象品目

小型家電リサイクル法（使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律）の対象品目のうち、資源性や分別しやすさの観点から特にリサイクルすべきものとして国が指定したもの。

消費者又は市町村が認定事業者は無償で引き渡し、可能な品目群を試算した結果を踏まえ、消費者へのわかりやすさを勘案して指定している。

対象品目（28分類：携帯電話端末、デジタルカメラ、

ビデオカメラ、電子レンジ、電気掃除機、ジャー・炊飯器など)

特定対象品目(16種類:携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器、音響機器、電子辞書、ゲーム機など)

特定ハロン

ハロンとは炭素、ふっ素、臭素等の化合物であり、化学的に安定、無色透明、不燃性、毒性がない等の性質を有する。特定ハロンとは、ハロン1211、1301、2402の3種類のハロンを指し、既に生産が全廃されている。

特定フロン

1985年3月に、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に基づいて「モントリオール議定書」が1987年9月に採択された。この議定書で規制の対象となったフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115を特定フロンといい、1995年末に生産が全廃された。

トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に溶けにくく、エーテル、エタノール等の有機溶剤に溶ける。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤として用いられ、目、鼻、のどを刺激し、繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を起こす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等を起こす。

【な】

鉛(Pb)

鉛による中毒症状としては、骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

75 % 値

n個の日間平均値を小さい方から並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(小数点以下切上げ)にくる数値で、BOD、CODの環境基準達成の判定に用いる。

二次的自然環境

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたる関わりの中で形成されてきた自然環境。原生的自然に人為等が加わって生じた二次的なものの意。

二次林

その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後に自然に再生した森林。

日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例:有効測定日数365日の $2\% = 7.3日 \div 7日間$ を除外し、8番目に高い日平均値を2%除外値とする。同様に98%値とは、年間にわたる日平均値(n個)のうち低い方から $0.98 \times n$ 番目にくる数値を示す。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ノルマル立方メートル毎時(m³N/h)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位である。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物(これらを総合して有害物質という。)

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般(産業)廃棄物」とは、一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。

排出基準

大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)がある。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

ビオトープ(Bio Top)

ドイツ語でBio(生物)、Top(場所)を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

光害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型7公害とは異なり、人の健康に影響が出たり、必ずしも不快感をもたらすものではない。

しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

微小粒子状物質(PM2.5)

空気中を漂う直径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の1000分の1)以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。自動車や工場の排ガス中の化学物質の他、自然由来の火山灰や黄砂にも含まれ、大気中の光化学反応により二次的に生成される場合もある。

砒素(As)

鶏冠石、石黄等に硫化物として含まれている。砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

非メタン炭化水素(NMHC)

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

富栄養化

富栄養化とは、水の出入りの少ない湖沼、内海等に植物が生育する上で必要とする栄養物質(代表的なものとして窒素、りん)が流入し、プランクトンや藻類が異常に増加し、水質が悪化する現象をいう。その結果として、特に湖沼においては、アオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物がへい死したり、飲料水として使用するためには多額の経費を必要とするなど、障害となる場合がある。

フッ素(F)

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現れる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、りん酸肥料製造業の工場から発生する。

浮遊物質(SS)

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位は mg/L で表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん(Dust又はSPM)

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂の巻上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。このうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質(SPM)と呼び、環境基準が定められている。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称である。無色・無臭の気体又は液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることによりオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定された。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

ベクレル(Bq)

放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が壊変する数を表す。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

(ベンゼンの2量体であるビフェニルに1個以上の塩素が置換した化合物。一般式 $C_{12}H_{10-n}Cl_n$)

化学的に安定な主に油状の物質で、絶縁性に優れ、絶縁油、熱媒体、可塑剤などに広く使用されたが、毒性、化学的安定性による人体への蓄積等のため、昭和47年以降、その製造が行われていない。

【ま】**マニフェスト制度**

産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を添付し、処理の委託を受けた業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務づけた制度である。平成2年3月に導入され、平成9年6月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月からすべての産業廃棄物について添付が義務化されている。

面的評価

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になっている。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表し、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源をいう。その中で、木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

【や】**溶存酸素量(DO)**

水中に溶けている酸素量のことをいい、単位はmg/Lで表示される。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場もしくは事業場又は項目以外の工場もしくは事業場又は項目について地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【ら】**ライフサイクルアセスメント(LCA)**

製品の環境負荷を、原料調達段階から生産・消費・使用・廃棄に至る各段階ごとに分析し、評価する方法である。製品が環境に与える負荷の改善を目的とする。

硫酸ミスト

亜硫酸ガス(SO_2)が空気中の水分に溶けると亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これが大気中で霧状に存在するものを硫酸ミストという。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。

これに基づき、都道府県において、水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

1966年にIUCN(国際自然保護連合)が刊行したのが最初であり、わが国では、当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。

【アルファベット】**J-クレジット**

J-クレジット制度に基づき国が認証した、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減・吸収量のこと。

J-クレジット制度は、「国内クレジット制度」と「オフセット・クレジット(J-V E R)制度」が発展的に統合した制度で、国(経済産業省、環境省、農林水産省)により運営されている。J-クレジットは、日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

K値(規制)

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

MPN (Most Probable Number)

「最確数」の意味。環境基準に設定されている大腸菌群数の測定方法として定められている最確数法を行う際に用いられる。この方法を用いて測定した大腸菌群数については、MPN/100mLと表記する。

ND (Not Detected)

「検出されず」の意味。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回することをいう。

pg-TEQ

pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム(10⁻¹²g)を表す単位。TEQ(毒性等量)は、毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す方法として、濃度に毒性等価係数(TEF)を乗じて換算した数値。

ppm(parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表す単位で、亜硫酸ガス1ppmとは、1m³の空气中に亜硫酸ガスが1cm³混入している状態をいう。

PRTR制度

化学物質の管理システム。PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

SDGs (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」の意味。2015年9月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体の2030年までの開発目標のことをいう。